

平成22年第4回太子町議会定例会（第427回町議会）会議録（第1日）

平成22年8月27日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 6 福祉文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 7 経済建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 8 総務常任委員会の所管事務調査報告
- 9 報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 10 報告第5号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
- 11 同意第1号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 12 承認第4号 功労者等の承認について
- 13 議案第38号 平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）
- 14 議案第39号 平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 15 議案第40号 平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 16 議案第41号 平成22年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 17 議案第42号 平成22年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 18 議案第43号 平成22年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 19 議案第44号 平成22年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 20 議案第45号 平成22年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）
- 21 議案第46号 平成22年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 22 議案第47号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第48号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 24 議案第49号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 認定第1号 平成21年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 26 認定第2号 平成21年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 27 認定第3号 平成21年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 28 認定第4号 平成21年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 29 認定第5号 平成21年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 30 認定第6号 平成21年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 31 認定第7号 平成21年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 32 認定第8号 平成21年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 33 認定第9号 平成21年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
(認定第1号～認定第9号についての監査委員の審査報告)
- 34 請願第7号 保育制度改革に関する請願
- 35 意見書案第5号 保育制度改革に関する意見書
- 36 決議案第1号 非核都市宣言に関する決議

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 6 福祉文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 7 経済建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 8 総務常任委員会の所管事務調査報告
- 9 報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 10 報告第5号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
- 11 同意第1号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 12 承認第4号 功労者等の承認について
- 13 議案第38号 平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）
- 14 議案第39号 平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 15 議案第40号 平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 16 議案第41号 平成22年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 17 議案第42号 平成22年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 18 議案第43号 平成22年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 19 議案第44号 平成22年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 20 議案第45号 平成22年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）
- 21 議案第46号 平成22年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 22 議案第47号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第48号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 24 議案第49号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 認定第1号 平成21年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 26 認定第2号 平成21年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 27 認定第3号 平成21年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 28 認定第4号 平成21年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 29 認定第5号 平成21年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 30 認定第6号 平成21年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 31 認定第7号 平成21年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 32 認定第8号 平成21年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 33 認定第9号 平成21年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
(認定第1号～認定第9号についての監査委員の審査報告)
- 追加日程第1 議案第50号 工事請負契約の締結について（揖保線道路改良工事（その2））
- 追加日程第2 議案第51号 工事請負契約の締結について（揖保線道路改良工事（その3））
- 追加日程第3 議案第52号 工事請負変更契約の締結について（斑鳩小学校校舎耐震補強外改修工事）
- 34 請願第7号 保育制度改革に関する請願
- 35 意見書案第5号 保育制度改革に関する意見書
- 36 決議案第1号 非核都市宣言に関する決議

会議に出席した議員

1番	井川芳昭	2番	清原良典
3番	中島貞次	4番	服部千秋
5番	長谷川原司	6番	井村淳子
7番	橋本恭子	9番	花畑奈知子
10番	北川嘉明	11番	熊谷直行
13番	村田興亞	14番	桜井公晴
15番	中井政喜	16番	佐野芳彦

会議に欠席した議員

12番 上田富夫

会議に出席した事務局職員

局長	上田眞也	書記	木村和義
書記	森本麻友	書記	西田美智子

説明のため出席した者の職氏名

町長	首藤正弘	副町長	八幡儀則
教育長	寺田寛文	総務部長	村瀬学
生活福祉部長	丸尾満	経済建設部長	山本武志
教育次長	西村隆志	財政課長	香田大然
監査委員	森川勝		

議長あいさつ

○議長（佐野芳彦） 開会に先立ちまして一言ごあいさつを申し上げます。

日中はまだまだ暑い日が続いておりますが、朝夕は幾分しのぎやすくなってまいりました。議員各位には極めてご健勝にてご参集を賜り、本日ここに平成22年第4回太子町議会定例会（第427回町議会）が開会できますことは、町政伸展のためまことにご同慶にたえません。

さて、今期定例会は条例の制定、補正予算、人事案件を初め、平成21年度一般会計、特別会計、公営企業会計の決算認定など多数の重要案件を長期間にわたりご審議いただくことになっております。さらに、今期中には平成21年度決算審議のため一般会計決算委員会の設置も予定されているところであります。何とぞ議員各位におかれましては、格別のご精励を賜り、慎重にご審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。まことに簡単措辞ではございますが、開会のごあいさつといたします。

町長。

~~~~~

### 町長あいさつ

○町長（首藤正弘） どうも皆さんおはようございます。

平成22年第4回太子町議会定例会（第427回町議会）が開会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

梅雨明けから続くこの夏の猛暑もようやく峠を越したかの感じがいたしますが、それでもまだまだ暑い日が続いております。議員各位におかれましては、何かとご多忙のところをご健勝にて本会議にご出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。平素は、町行政各般の伸展にご理解、ご協力を賜っていますこと、まことにご同慶にたえない次第であります。

さて、今期定例会におきましては、提出させていただいております人事を初め表彰、予算、条例、契約並びに各会計の決算などの重要案件の審議をお願いするものでございます。

提出いたしました各案件の内容につきましては後ほど説明させていただきたいと存じますが、何とぞ慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。まことに簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。

~~~~~

(開会 午前10時03分)

○議長(佐野芳彦) ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから平成22年第4回太子町議会定例会(第427回町議会)を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(佐野芳彦) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、熊谷直行議員、村田興亞議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長(佐野芳彦) 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月30日までの35日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月30日までの35日間に決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長(佐野芳彦) 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等25件が提出され

ました。したがって、議案等はその件名一覧表を付してお手元に配っておきましたからご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成21年度5月分、平成22年度5月分及び6月分の例月出納検査報告書が提出されております。したがって、その写しをお手元に配っておきましたからご了承願います。

次に、平成22年第3回定例会において議決され、その取り扱いを議長に一任されておりました30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書につきましては、議決後直ちに関係方面に提出し、その善処方を要望しておきましたのでご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。このうち森川勝監査委員には本日と定例会3日目、4日目の会議のみ出席要求をいたしておりますのでご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長(佐野芳彦) 日程第4、広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴常任委員会から5月27日、7月2日、7月9日、7月15日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですのでご了承願います。

~~~~~

#### 日程第5 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

#### 日程第6 福祉文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

#### 日程第7 経済建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長(佐野芳彦) 日程第5、総務常任委員会の閉会中の所管事務調査報告から日程第

7、経済建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告までを一括議題とします。

お諮りします。

各常任委員会から閉会中の所管事務調査について中間報告を求めたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。

最初に、総務常任委員会の所管事務調査の中間報告を求めます。

総務常任委員会委員長中島貞次議員。

○中島貞次議員 おはようございます。

それでは、総務常任委員会の調査事件について、会議規則第47条の規定により下記のとおり報告します。

記。1、調査事件名、(1)太子苑地図混乱問題、(2)入札制度のあり方、(3)嘱託事務のあり方。2、調査年月日、平成22年7月8日木曜日午前10時から午後3時54分、平成22年8月12日木曜日午前10時から午後4時15分。3、調査の経過及び意見、5月度総務常任委員会において6つの調査課題を選び、特にその中から(1)から(3)の調査事件については優先的に調査中であるが、8月までの調査内容について経過等を踏まえ中間報告を以下のとおりとする。

(1)太子苑地図混乱問題について。当局に対して主に次の質問事項を確認した。①太子苑内道路は町道認定をしているが、町道の時効取得についての当局の考えはどうか。②5月以降の進捗状況。③今後の太子苑地図混乱問題の解決に向けてどうするのか。

この質疑に対する答弁は、太子苑地図混乱問題は、あくまでも集団和解をすることが目標であり、時効取得は考えていない。また、5月以降、太子苑自治会との協議は行われず、7月になって自治会長と話し合いがあったが、その後の進展はなかった。今後の方針は、この地図混乱問題の主体は地権者である。町も地権者であるが、自治会と連携協力しながら問題解決に向けて取り組む。

(2)入札制度のあり方について。①随意契

約の実施について調査のために資料請求をした。しかし、業務上の存在する資料であれば提出できるが、新たに作成することは資料のために時間を費やすことになるので資料は出せない。また、給食センターに関する契約の資料についても、所管外であるので提出できない旨の返答があった。しかし、所管外については、各部長で連携協議して所管において提出するよう依頼した。②入札制度についての資料は、建設工事請負契約書、入札執行伺書の提出があったが、学校給食運営協議会決算書については所管外であるとの理由で提出されなかったため、随意契約と同様の善処を求めた。

(3)嘱託事務のあり方について。7月委員会で質問事項を確認し、8月委員会において答弁があった。内容は次のとおり。①町と連合自治会とのその後の話し合いの成果については、現在も連合自治会と各校区の自治会において自治会助成金と嘱託事務手数料のあり方に関して協議中であり、結論は出ていない。②また、各自治会の会則、規約の有無は把握しているのかについては、存在していると思うが、内容把握にまでは至っていない現状であった。③その他には、自治会と行政、町民とのあり方に関して個人的な問題であれば行政として問題解決に当たるが、公共公益に関する町民からの要望に関しては自治会を通して要望を聞くということであった。

以上であります。

○議長(佐野芳彦) 以上で委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。

次に、福祉文教常任委員会の所管事務調査の中間報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長花畑奈知子議員。

○花畑奈知子議員 福祉文教常任委員会所管

事務調査報告を行います。

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第47条の規定により下記のとおり報告します。

1、調査事件、給食の委員のあり方、2、学童保育のあり方、3、30人学級、4、幼保一元化、5、校区問題。2、調査年月日、22年7月14日10時から午後3時16分、8月11日10時から3時35分。3、調査の経過及び意見、5つの課題のうち給食の委託のあり方、学童保育のあり方、3、30人学級の3課題に重点を置いて調査をいたしました。

1、給食の委託のあり方について。現状を確認するため、8月の委員会で給食センターの現場視察を行いました。西村教育次長、武本管理課長、栗川給食センター所長並びに東洋食品の横井店長、岸川料理長、栄養士の西田氏より現状を伺いました。調理事務について、東洋食品に委託して3年目であります。流れ作業なので毎日大変重労働であると聞きました。毎日のミーティングで業務の確認や人間関係が円滑にいくように努力していると言われていました。食材について、米はLPガスを使用して炊いている。米はガスで炊いたほうがおいしいと言われていました。地産地消として太子夕市の野菜、太子町産の米、太子みそを使用している。太子みそは1学期品不足であったため、2学期から使用すると言われていました。残飯はその日のうちに取りに来てもらい処理していると言われていました。施設整備について、蒸気式回転がまは36年経過している。22年度に1基を買い換える予定である。また、残り3基は、できれば23年度に買い換えたいと考えていると言われていました。食缶洗浄機は昭和48年のもので、いつとまっても不思議ではない。食缶、食器の洗浄では食器洗浄機の部分がもっとも忙しいと言われていました。調理場の細かな清掃は学期終了ごとに行っていると言われていました。トイレの増改築については、視察した時点ではまだ実施されていなかったが、夏休み期間中に実施する予定である。男性用、女性用、それ

ぞれ整備すると言われていました。その他、小学1年生が社会見学として給食センターを見学していると言われていました。

2、学童保育のあり方について。8月の委員会で石海学童保育園を視察いたしました。夏休みのため、児童は平素より少なかったと聞きました。

3、30人学級について。21年度の総選挙の際のマニフェストの中に民主党、自民党、社民党、公明党は少人数学級の実現を記載している。そこでまず、原点に戻り、少人数学級が推進される理由を各自で調査することに決定し、現在調査中であります。

以上、報告を終わります。

○議長（佐野芳彦） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時17分）

（再開 午前10時17分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○花畑奈知子議員 ただいまの報告の中で調査意見のところの1番、調査の給食の委託のあり方についてを間違っていましたので、言い直しさせていただきました。

○議長（佐野芳彦） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時18分）

（再開 午前10時18分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○花畑奈知子議員 もう一度言い直します。

1番の給食委託のあり方についてを給食の委員のあり方とミスりましたので、言い直しさせていただきました。

これで報告を終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

次に、経済建設常任委員会の所管事務調査の中間報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長長谷川原司議員。

○長谷川原司議員 経済建設常任委員会の中間報告をさせていただきます。

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第47条の規定により下記のとおり報告します。

記。1、調査事件、①不正な農地転用の土地利用の調査及び遊休農地対策について、②立岡山北配水池整備事業について、③生活道路の改良について。2、調査年月日、平成22年7月13日火曜午前10時より午後1時57分、平成22年8月10日火曜日午前10時より午後2時50分。3、調査の経過及び意見。3つの調査課題について、当局へ調査に必要な資料の提出を求め、また説明を受け委員協議をした。しかし、実質2回の委員会開催では提言できる意見がまとまっていないので中間報告をする。課題の委員協議内容、当局との質疑、答弁の一部を報告する。

①不正な農地転用の土地利用の調査及び遊休農地対策について。鶺鴒地区内で登記上の地目は田であるにもかかわらず、不正な土地利用がされて、周辺の町道にも古い家電商品が不法投棄される状況になった。周辺住人にも迷惑をかけ、解決に生活環境課も相当苦労された。これを事前に防ぐために、農地転用において行政の指導力に期待する意見が出た。

②立岡山北配水池整備事業について。太子町議会も承認した第4次拡張事業で認可された事業であるが、当時とは社会、経済状況が大きく変化しているため、内容については検討をする必要がある。構造形式については、立岡山北配水池ほか実施計画の受託業者が決定されたので、再検討を含めた設計業務を実施していくとの答弁であった。

③生活道路の改良について。4メートル未満の道路幅で建築基準法42条2項で指定されている道路について、道路中心から2メートルセットバックする義務が課せられている。しかし、太子町はセットバックに必要な狭隘

道路の道路中心設置について今後検討が必要である。地権者との調整が困難であるが、災害時の避難、緊急車両の通行を容易にし、災害等に強いまちづくりを進める必要がある。

以上で報告を終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第8 総務常任委員会の所管事務調査報告

○議長（佐野芳彦） 日程第8、総務常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長中島貞次議員。

○中島貞次議員 それでは、総務常任委員会の所管事務調査報告をいたします。

本委員会の調査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

記。1、調査事件名、(1)非核都市宣言採択。2、調査年月日、平成22年7月8日木曜日午前10時から午後3時54分、平成22年8月12日木曜日午前10時から午後4時15分。3、調査の経過及び意見、(1)非核都市平和宣言採択について。5月度委員会では非核都市宣言採択を当委員会の課題の一つに決め、6月度委員会において優先課題としてスケジュールを決定、7月度委員会で他市町の状況を調査し、本町も平和宣言をすることを前提に題目を「太子町非核・平和のまち宣言」宣言文（案）を作成した。この宣言は、7月27日の全員協議会で全議員より意見聴取して加筆訂正後に最終文案を総務常任委員会として決定した。

次に、委員会では、議会と当局が合意の上発信すべきとなっていたので、8月度の委員会において町当局に意見を求め、特に異議は

なかったため、議員提案として9月定例会に総務常任委員7名の連名で発議することになった。兵庫県下ほとんどの市町ではこの宣言が採択されている現状では、遅きに失した感は否めないが、本年は広島、長崎に原爆投下されてより65年、今太子町から非核・平和のまちを宣言するには絶好の時宜を得たものとする。今後は、内外に広くアピールして、核兵器のない世界をつくり上げていきたい。

以上、報告を終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で総務常任委員会委員長中島貞次議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

~~~~~

#### 日程第9 報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（佐野芳彦） 日程第9、報告第4号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 報告第4号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明させていただきます。

本案件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成21年度決算について実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率を報告するものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

以上で報告第4号を終わります。

~~~~~

日程第10 報告第5号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について

○議長（佐野芳彦） 日程第10、報告第5号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について報告内容の説明を求めます。

教育長。

○教育長（寺田寛文） 報告第5号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告をさせていただきます。

案件の経緯ですが、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正において、新たに法律第27条に教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等が規定されました。この規定により、平成20年4月より、すべての教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することが義務づけられましたことに伴い報告するものであります。この報告により、多くの保護者、町民の皆様からご意見を賜り、よりよい太子町の教育の充実と伸展に向けて取り組んでまいりたいと考えています。本年度で2回目になり、このたびは各課で外部評価者2名により評価をしていただきました。詳細については、これから教育次長が報告いたします。よろしく願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） それでは、先ほど教育長のほうから報告ございましたんですけど

ど、内容につきまして若干詳細に説明を申し上げたいと思います。

学校教育の充実につきましては37項目、社会教育の充実については35項目の事業を報告させていただきたいと思います。その中で主なものという形で報告させていただきたいので、よろしく願い申し上げます。

学校教育のほうにつきましては、まず12番目、スクールカウンセラー事業という形で上げさせていただいております。これの内容につきましては、子供たちの心の不安等を取り除くという形、またはいろんな形の相談という形の事業でございます。内容につきましては、保護者の相談件数もありますし、教員または児童、園児からの相談もございます。その中で教職員のカウンセリングの技術の向上も図れたんかと考えております。課題として抱える部分につきましては、予約制という状況でございますので、相談件数の多数化という状況の中で対応が苦慮しているところかなと考えております。

それと、16番でございます、学校園の施設整備事業。15番と連携するんですけども、これにつきましては、現教育施設の良好な環境保持を図るという形で取り組みをさせていただきました。21年度につきましては、龍田小学校の耐震補強並びに太田小学校の増築、大きな事業をさせていただいたところでございます。課題としては、今後残っております環境教育の建物の耐久性につきましてはの取り組みが若干残っている部分かなと思います。

次に、19番目でございます。スクールアシスタント事業でございます。これにつきましては、学級にLD・ADHD等の行動面の不安な児童もございます。そういう状況の対応という形でスクールアシスタントを配置しております。内容としましては、家族との連携も円滑に図れたかなあと考えております。課題として残ります部分につきましては、人員の配置がもう少し欲しいかなあという感じでございます。

それと、24番目でございます。コンピューター教育推進事業でございます。この内容につきましては、学校教育の情報化の推進という形で本年度取り組ませていただきました。小学校、中学校等のパソコンの整備並びに電子黒板という形の取り組みをさせていただいたところでございます。今後、これの情報機器の活用という形が大きな課題になってくるかなあと思います。その中で教職員の情報に係ります研修も大いに必要かなあと感じているところでございます。

それと、25番目でございます。学校図書館充実事業でございます。これにつきましては、各学校の充実ということで毎年行っているところでございますけれども、今の段階、小学校におきましては71.6%、中学校につきましては両中学校で64.6%という状況でございます。これにつきましては、若干学級数等の差の中で若干相違があるかなあと思います。これにつきましては、学校図書館の充実という形で取り組みをしていかないといけないという形に考えております。

それから、29番目でございます。外国青年招致事業という形でALTを配置しております。これにつきましては、7月までは国の機関からの派遣でございました。9月からは民間のALTを配置させていただいて取り組んでいるところでございます。課題として残ります部分につきましては、2校で1名という状況でございます。その中で小学校にも今後英語、外国語活動が入ってまいります。それへの対応に必要な部分が生じるかなあと感じております。

それと、33番目でございます。学校給食センター改築事業でございます。これにつきましては、現有施設を十分修理、また対応しながらよりよい給食を継続していくという形でございます。その中で現状施設の維持にどうしてよりよい給食につながるかという形が課題になろうかと思っております。

次に、社会教育の充実でございます。5番目でございます。学童保育園運営事業でござ

います。これにつきましては、留守家庭に伴います1年生から3年生を対象にした学童保育事業でございますけれども、留守家庭児童等の安心に育てられる支援を行っているところでございます。今回長期休業中につきましては、4年生も対象を広げ対応したところでございます。今後、入園児童の大幅な増加の状況を考えますと、指導体制または人員の配置を考えないといけないかなあと考えているところでございます。

それと、7番目でございます。放課後こども教室でございます。これにつきましては、今土曜日は子供たち休みでございます。町内の1年生から6年生を対象にしまして地域になじむという形で土曜日に開設している部分でございます。これはいろんな活動内容に伴います事業の拡大という状況になりますと、ボランティアの登録が必要じゃないかなあと考えております。

それと、11番目でございます。歴史資料館子ども対象歴史教室の開設でございます。これにつきましては、小学生を対象にしておるんですけども、太子町の歴史、文化を早くなじんでいただいて、よく勉強していただくという形の取り組みでございます。これにつきましても、参加者を増やすこと、または募集方法を検討しながら本当によりよい太子町の文化を継承していきたいという形でございます。

それと、15番目でございます。町民芸術祭開催事業でございます。これにつきましては、展示部門、音楽部門、芸能部門で取り組まさせていただきました。毎回参加者も多い状況の中でいろんな形の調整が今後かかってくるかなあと考えております。

それと、17番目でございます。町民体育大会開催事業の内容でございますけれども、これは日ごろスポーツを楽しむ機会の集約という形で開催事業をしているところでございます。今後、種目につきましてもいろんな形の選定を広げていくという形の取り組みが必要かなあと考えております。

次に、29番目でございます。図書館管理運営事業につきましては、蔵書の充実という形で今図書館には17万冊余りの蔵書がございます。その充実を図っているんですけども、この保管という状況になりますと、もう少し手を入れなければならないという形が課題に上っているところでございます。

以上ではしよった内容になりましたですけども、以上で報告を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

以上で報告第5号を終わります。

~~~~~

#### 日程第11 同意第1号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（佐野芳彦） 日程第11、同意第1号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 同意第1号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて説明をいたします。

本案件につきましては、教育委員会の委員をお願いしております寺田寛文氏の任期が本年9月30日をもって満了となることに伴い、引き続き同氏を任命したいため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、町議会の同意を求めるものであります。

寺田氏の経歴は参考資料のとおりですが、教育行政に精通され、人格高潔で人望も厚く適任者であると考えております。

任期は平成22年10月1日から26年9月30日までの4カ年であり、よろしく審議を賜り、原案のとおり同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。

したがって、直ちに採決を行います。

これから同意第1号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（佐野芳彦） ただいまの出席議員は13名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に中井政喜議員、井川芳昭議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（佐野芳彦） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中に賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（佐野芳彦） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（職員点呼、投票）

○議長（佐野芳彦） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

中井政喜議員、井川芳昭議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（佐野芳彦） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 13票です。

投票のうち賛成 10票、反対 3票

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（佐野芳彦） この際、教育委員に選任同意されました寺田教育長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。一言お礼のごあいさつをさせていただきます。

ただいま首藤太子町長から教育委員の再任につきまして同意を求める議案を提案していただいたところ、議員の皆様方のご同意を賜りましたことに対して厚くお礼を申し上げます。まことにありがとうございます。

さて、今日変化の激しい時代にあつて社会の存立基盤である教育の重要性が一層高まってきました。このような社会の変化の中にあつて太子町の教育を充実、発展させるためにしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

学校教育におきましては、新学習指導要領の導入が小学校では平成23年度より、中学校では平成24年度より導入され、この新学習指導要領が円滑に導入されることにより子供たちが安心して学習ができ、学ぶ楽しさを味わい、信頼関係を基盤として生き生きとした学

校園づくりに、また社会教育についてはより多くの町民の皆さんのご意見を聞きながら体験活動を礎にした生涯学習社会の構築に向けて努力してまいりたいと思います。

そして、平成22年度は第5次太子町総合計画が策定されスタートした年度でございます。子供たちの笑顔があふれる和のまち太子町の実現に向けても全力で取り組んでまいります。議員の皆様方には、これまで以上のご支援、ご協力を賜りますようお願いいたしまして、お礼のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐野芳彦） 寺田教育長の発言は終わりました。

~~~~~

日程第12 承認第4号 功労者等の承認について

○議長（佐野芳彦） 日程第12、承認第4号功労者等の承認についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 承認第4号功労者等の承認について説明を申し上げます。

本案件につきましては、太子町表彰条例及び同施行規則の規定に基づき、功労者の表彰を行いたいため議会の承認を求めています。

本年度は、社会功労賞として、太子町防犯推進委員会の委員として26年間の長きにわたり地域住民の防犯意識の高揚と防犯パトロールによる犯罪防止活動に努められ、青少年の健全育成と安全・安心のまちづくりに尽力されました岩村義人氏、教育功労賞として、平成9年4月に太子町教育長として就任以来、平成21年5月までの12年2カ月の長きにわたり太子町の学校教育、教育行政の向上に大きく貢献された圓尾哲一氏、文化功労賞として、太子町の茶華道指導者として昭和54年4月、太子町茶華道協会設立に参加、昭和56年

4月に太子町文化協会理事、平成17年4月に監事として通算31年もの長きにわたり華道を通して文化の振興に努められ、また近年は小学校児童のクラブ活動にも力を注がれ、華道の伝承にも努められました三輪彪氏について、去る7月29日にまちづくり審議会に諮問し、答申をいただいております。

なお、功績の内容は参考資料のとおりでありますので、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

お諮りします。

本日の日程第13、議案第38号から日程第33、認定第9号までは、本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

~~~~~

#### 日程第13 議案第38号 平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）

○議長（佐野芳彦） 日程第13、議案第38号平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算

(第2号)を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(佐野芳彦) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(首藤正弘) 議案第38号平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第2号)について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正、事業執行に伴う関係経費の補正及び地方債の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,451万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を95億1,600万8,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入及び町債の追加と、町税、地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金の減額であります。

次に、歳出予算におきましては、議会費、総務費、民生費、消防費、教育費及び災害復旧費の追加と、衛生費、農林水産業費及び土木費の減額であります。

また、地方債の補正につきましては、臨時財政対策債の限度額を変更するものであります。

詳細につきましては副町長よりご説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長(佐野芳彦) 副町長。

○副町長(八幡儀則) ただいま上程されました議案第38号平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第2号)について詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、主に町税の減額補正、普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の決定による増額補正並びにその歳出過程で算定した基準財政収入額を参考に各譲与税、交付金を

補正するものでございます。また、人事異動等による人件費の補正、事業進捗による必要経費の増減を行うものでございます。

歳出からご説明申し上げます。

全体を通じて人件費につきましては、市町村職員共済組合と公立学校共済組合の負担率の変更並びに人事異動等による職員給、職員手当等の補正によりまして、総額1,046万円の増額となっております。

育児休暇の終了等によりまして嘱託職員に係る予算額は総額171万6,000円の減額となっております。

22ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費につきましては、先の5月臨時会におきまして広報広聴常任委員会が設置決定されたことに伴い、委員長手当を10万7,000円追加するものでございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12役務費の運転記録証明書交付申請手数料でございますが、これは当該証明書を事業所である役場が取得し、職員全体の事故、交通違反の傾向を把握する資料として、また事故、交通違反歴のある職員に対する個別指導、安全運転教育の資料等に活用していくものでございます。職員の安全意識高揚の取り組みとして、アルバイトを除く全職員の証明書を取得する経費でございます。

目6企画費の94万3,000円でございますが、9月21日にあすかホールの大ホール会場にて予定しております野口宇宙飛行士の帰国報告会に係る経費でございます。節8の報償費は、ミスひまわり、老人会応援隊、コーラスグループの参加協力を予定いたしております。節13委託料のパブリックビューイング配線等委託料は、大ホールで行う報告会入場者数に限りがあるため、応募者の中で抽せんに漏れた方々には中ホールにて大スクリーンで見ていただく予定にしております。このため、機器類の配線等の委託料でございます。

24ページをお願いいたします。

目13基金費につきましては、各基金への積

立金を追加するものでございます。財政調整基金積立金の追加は、平成21年度の普通会計実質収支額の2分の1相当額と平成20年度に国民健康保険特別会計へ財源補てんしていただきました2億1,000万円の清算金のうち今次補正予算にて一般会計繰入金を追加する額1億1,663万7,000円を加えた合計額、1億8,175万5,000円を増額するものでございます。公共施設建設基金等の他の基金につきましても、それぞれ積立金の追加をしたいと考えております。

項2徴税费、目2賦課徴收费につきましても、国及び地方を通じた税務事務の効率化を目的に平成23年1月より所得税の申告書等がデータで配信されるに伴いまして、国税連携システム構築委託料を追加補正するものでございます。

26ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節19負担金補助及び交付金26万円につきましても、高齢者等住宅改造費助成金の追加でございまして、本年度は4月から7月の実績が5件であり、年間15件の申請、助成総額100万円程度が見込まれますので、不足額を補正するものでございます。特定財源として県補助金である人生80年いきいき住宅助成事業補助金を13万円増額いたしております。

目2老人福祉費、節20扶助費の高齢者日常生活用具給付費追加は、火災報知機の給付費でございまして、平成23年6月1日より既存住宅の寝室にも設置義務が生じることから、給付申請の増加に対処するための補正でございまして。本年4月から7月までの4カ月間で40戸の申請がありますので、年間120戸を見込んでおります。

28ページをお願いいたします。

目9保健福祉会館管理費、節11需用費と節18備品購入費の追加につきましても、平成9年4月にオープンした保健福祉会館の施設や備品の補修が近年増えており、本年度にあつては浴槽ろ過ポンプ、給水圧力ポンプのふぐ

あい、冷蔵庫の故障が発生しております。修繕料は当初予算で100万円を計上していましたが、予算不足が見込まれる上、今後の突発的な事態に備えておく必要もあることから修繕料で80万円、栄養指導室設置の冷凍冷蔵庫の買い換え費用として備品購入費9万8,000円の追加補正をお願いするものでございます。

30ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目3保育所運営費につきましても、認可保育園である二葉保育園から要望のあった大規模修繕に伴う補助金でございまして。築37年が経過した保育室、廊下、玄関、沐浴室等の内外装やサッシ類の修繕を行うもので、財源内訳は県補助金が2分の1で事業主と太子町が4分の1ずつの負担でございまして。1,393万8,000円のうち本町の負担額は464万6,000円で、県補助金の929万2,000円を合計して補助金として支出するものでございます。

32ページをお願いいたします。

一番下の款6農林水産業費、項2林業費、目1林業振興費につきましても、県の森林林業緊急整備事業費補助金の適用を受けて矢田部地区9.5ヘクタールに及ぶ檀特山の景観保全のために枯れ木や不要木を除去するための委託料でございまして。増額補正と同額を県補助金で計上いたしております。

34ページをお願いいたします。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節13委託料につきましても、ユニバーサル社会づくりモデルプラン作成委託料として50万円の予算をお願いしております。これは高齢者、障害者、外国人などがだれもが暮らしやすいユニバーサル社会のまちづくりを進める上で、まず太子町役場周辺で県指定を受けたユニバーサル社会づくり推進地区においてハード、ソフト両面からまちづくりを推進するための事業プランを策定するものでございます。補助率2分の1の県補助金を活用するものでございます。

項2道路橋りょう費、目2道路維持費の追

加につきましては、今年度において緊急に沖代線の舗装、補修工事を実施したことから、当初予算において実施予定であった城山裏道線、太子苑中学校線、間野矢田部線の補修工事が施工困難となっていることに加え、沖代線、2号線の路面状態が悪くわだちが発生いたしております。このまま放置すれば、通行車両の底面が損傷したり、自転車、歩行者の転倒事故等も懸念されることから新たにこの路線の補修工事費も追加させていただくものでございます。

36ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目2下水道事業費につきましては、今次の前処理場事業特別会計と下水道事業特別会計の補正予算に伴う会計間の調整額でございます。

款9消防費、項1消防費、目1常備消防費につきましては、平成22年度普通交付税算定によって消防費の基準財政需要額と調整率及び移譲事務市町交付金が確定したことにより1,899万1,000円の増額補正を行うものでございます。ちなみに、消防費の基準財政需要額は4億7,095万7,000円で調整率は0.000819354でございます。

続きまして、目4災害対策費の需用費補正につきましては、兵庫県市町振興協会より防災資機材整備支援事業交付金86万2,000円の決定通知を受けたことから、毛布や避難所間仕切りといった備蓄消耗品、バリケード、カラーコーンといった災害対応消耗品を購入する経費を追加するものでございます。

款10教育費、項1教育総務費、目3教育振興費のケーブルテレビ利用料の追加は、デジタル放送受信に向けて龍田、斑鳩、石海の3小学校についてケーブルテレビに加入して環境を整備いたしました。この3校の利用料を追加するものでございます。なお、太田小学校につきましては、以前よりケーブルテレビに加入済みでございます。

続きまして、38ページをお願いいたします。

項2小学校費、目1学校管理費の補正につ

きましては、龍田小学校の特別支援学級児童の校舎内移動に必要な整備をするものでございまして、中央階段に手すりを設置する修繕料の追加をお願いするものでございます。また、太田小学校の増築による受電容量の増加、龍田小学校の太陽光発電設備設置により電気設備保安管理委託料を追加補正するものでございます。

次の40ページにかけて補正をお願いしております項5社会教育費、目5文化財保護費につきましては、斑鳩小学校屋内運動場の改築工事に伴う遺跡確認調査を実施する経費を追加いたしております。

目7会館管理費、節15工事請負費は、地上波デジタル放送対応改修工事費でございまして、文化会館の建設が要因になり、会館周辺において電波障害を受けるご家庭がございませぬ。アナログ放送に対しては既存の対応で視聴は可能であります。デジタルテレビが急速に普及している現状にあつて早急にデジタル放送の受信も可能にする必要があるため、追加補正をするものでございます。

次に、項6保健体育費、目2体育館費の需用費補正でございませぬが、町民体育館南東にある鉄製非常口が経年劣化によりちょうつがい外れる事態になっておりました。応急措置で扉を固定してふさぎましたが、早急に非常口機能を回復する必要があつたことから、既定の予算を先にこの修繕費用に使用することといたしました。このことから、予定の修繕費用に不足が生じ、今般の追加補正をお願いするものでございます。

42ページをお願いいたします。

款11災害復旧費、項4公共土木施設災害復旧費、目1道路橋りょう災害復旧費の補正につきましては、5月24日の大雨により前山東面において土砂崩れが発生し、7月1日には北面において土砂崩れが起きました。災害時における応急対策業務に関する協定に基づいて太子建設組合に応急対策を要請し、予備費で対応いたしました。今回の補正は、この応急対策とともに当面の本復旧工事費をお願

いするものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

11ページをお願いいたします。

款1町税、項1町民税、目1個人につきましては、課税標準額の減少による補正で1億3,399万6,000円の減額を見込んでおります。

項4町たばこ税につきましては、本年10月1日より値上げに伴う影響から、今年度の町たばこ税を前年度当初予算額の80%である1億3,981万4,000円と見込み、差額の1,987万6,000円を減額するものでございます。

款2地方譲与税、項2自動車重量譲与税から13ページの款7ゴルフ場利用税交付金の減額につきましては、第1期の交付状況や平成22年度の基準財政収入額を参考に補正をするものでございます。

款9地方特例交付金、項1地方特例交付金につきましては、基準財政収入額を確定値とみなし、1,040万2,000円を増額補正するものでございます。

款10地方交付税につきましては、普通交付税の交付決定による2億4,284万7,000円の追加でございまして、三位一体改革で減額されていた地方交付税財源が国予算ベースで1兆1,000億円補てんされた影響が考えられます。また、対前年度比で本町の内容を見ますと、基準財政需要額が0.5%増加したにもかかわらず、基準財政収入額がマイナス6.4%という大きな落ち込みを示していることにより増額となったものでございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金につきましては、民生費に係る過年度精算による負担金の追加でございまして、次のページに計上しております款15県支出金、項1県負担金につきまして同様の補正でございます。

目2移譲事務市町交付金につきましては、交付決定によるものでございます。

項2県補助金につきましては、歳出で申し上げました各事業の特定財源でございまして、それぞれの補助率となっております。

18ページをお願いいたします。

款17寄附金、項1寄附金、目2衛生費寄附

金でございしますが、町内スーパー等でのレジ袋削減運動によりレジ袋が有料となっている店舗がございまして、ご協力をいただいているマックスバリュ西日本株式会社より平成21年度のレジ袋売上金に対しまして指定寄附金をいただきました。環境に対する経費に使用する指定であることから全町クリーン作戦の事業を充実させ、この寄附金を充当させていただくことといたしております。

款18繰入金、項1特別会計繰入金につきましては、国民健康保険特別会計と墓園事業特別会計からの繰入金を追加するものでございます。

20ページをお願いいたします。

款19繰越金は、平成21年度一般会計の出納閉鎖に際しまして繰越金が1億2,453万5,000円となりましたことから、予算との差額を補正するものでございます。

款20諸収入、項4雑入、目2雑入につきましては、すべて兵庫県市町村振興協会からの補助金でございまして、協働のまちづくり活動支援事業交付金は、既定の防犯対策費に、防災資機材等支援事業交付金は事業費を追加して災害対策費に、図書整備支援事業交付金は既定の図書館費、図書購入費に充当いたしております。

款21町債につきましては、臨時財政対策債の追加でございまして、この地方債は本来なら普通交付税として交付されるべきものでございまして、基準財政需要額から振りかえられている金額でございます。

最後に、5ページをお願いいたします。

第2表の地方債補正につきましては、先ほどの臨時財政対策債の限度額の変更でございまして。

以上で平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第14 議案第39号 平成22年度
兵庫県太子町国民健康保
険特別会計補正予算（第1
号）

○議長（佐野芳彦） 日程第14、議案第39号
平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会
計補正予算（第1号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由
の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第39号平成22年度
兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算
（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の
補正、財政調整基金積立金、前年度精算、一
般会計繰出金等の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳
出それぞれ2億6,158万9,000円を追加し、歳
入歳出予算の総額を33億5,225万4,000円とす
るものであります。

歳入予算につきましては、前期高齢者交付
金、繰入金、繰越金の追加と諸収入の減額で
あります。

歳出予算としましては、総務費、後期高齢
者支援金等、共同事業拠出金、基金積立金、
諸支出金の追加と前期高齢者納付金等、介護
納付金の減額であります。

詳細につきましては副町長より説明を申し
上げますので、慎重なる審議を賜り、原案の
とおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 議案第39号平成22年
度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予
算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出では人事
異動による人件費の補正、社会保険診療報酬
支払基金からの額の決定通知があった後期高
齢者支援金の追加及び前期高齢者納付金、介

護納付金の減額、また歳入歳出の調整による
財政調整基金積立金の追加、平成21年度の療
養給付費等負担金、退職医療療養給付費等交
付金等の実績精算による償還金の追加並びに
平成20年度制度改正に伴い前期高齢者交付
金、後期高齢者支援金の大幅な予算との乖離
により赤字補てんとして急遽繰り入れた額を
繰り戻す一般会計繰出金の追加等ございま
す。

一方、歳入では、社会保険診療報酬支払基
金からの額の決定通知があった前期高齢者交
付金の追加及び老人保健医療費拠出金還付金
の減額、人件費の補正に伴う職員給与費等繰
入金の追加と繰越金の追加でございます。

歳出からご説明申し上げます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管
理費については、人事異動による人件費の補
正として87万7,000円を計上いたしております。

次に、款2保険給付費、項1療養諸費、目
1一般被保険者療養給付費は、財源更正でご
ざいます。

款3後期高齢者支援金等、款4前期高齢者
納付金等及び10ページ、11ページの款6介護
納付金については、社会保険診療報酬支払基
金からの額の確定通知等により補正をしてお
ります。

款7共同事業拠出金、目2保険財政共同安
定化事業拠出金については、兵庫県国民健康
保険団体連合会からの拠出金決定通知により
補正いたしております。

款9基金積立金については、歳入歳出の財
源調整をし、なお財源に余裕のある1億
226万8,000円を財政調整基金積立金として追
加いたしております。

款11諸支出金、項1償還金及び還付加算
金、目3償還金については、療養給付費等負
担金の償還金2,975万4,451円、退職医療療養
給付費等交付金の償還金1,152万5,618円、高
齢者医療制度円滑運営事業費補助金の償還金
4万2,175円及び出産育児一時金補助金の償

還金22万円、合計4,154万2,000円を追加いたしております。いずれも平成21年度の実績精算による償還金でございます。

12から13ページをお願いいたします。

項2繰出金、目1一般会計繰出金については、平成20年度当初予算で見込んだ前期高齢者交付金及び後期高齢者支援金について社会保険診療報酬支払基金通知との差額が多額であったため、平成20年9月定例会において急遽赤字補てん分として一般会計より補てんいたしております。この補てんは、通常の医療費増に伴う赤字補てん分ではなく制度改正によるものであり、平成22年度当初予算で繰り戻せなかった1億1,663万7,000円を一般会計に繰り戻すものでございます。これにより、前期高齢者交付金で9,186万1,000円、後期高齢者支援金で8,007万1,000円の合計1億7,193万2,000円を一般会計に繰り戻し、制度改正による繰り入れ分は終了となります。

次に、歳入について説明をいたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

款5前期高齢者交付金については、社会保険診療報酬支払基金から通知のあった平成22年度高齢者医療制度及び病床転換助成事業納付金額等計算書による額の確定によるもので、53万2,000円を追加いたしております。

款10繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節2職員給与費等繰入金については、歳出の一般管理費を追加したことにより87万7,000円追加いたしております。

款11繰越金、項1繰越金、目1療養給付費等交付金繰越金につきましては、平成21年度退職者医療療養給付費等交付金の実績精算による返還金について、前年度繰越金と区別して充当する必要があるため、1,152万5,000円を追加いたしております。

目2その他繰越金につきましては、平成21年度実質収支額2億6,018万5,283円から療養給付費等交付金繰越金を差し引いた2億4,865万8,000円を追加いたしております。その他繰越金が多額になった要因は、前年度と比較し、歳入面で前年度純繰越金が約

4,780万円の増、前期高齢者交付金が約1億7,160万円の増などにより、全体で8,620万円の増となっている一方、歳出面で保険給付費は約5,980万円増加しているものの、老人保健拠出金が約7,580万円の減、後期高齢者支援金が約4,090万円の減などにより全体で7,200万円の減となったためでございます。

款12諸収入、項3雑入、目4雑入の老人保健医療費拠出金還付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの額の決定通知により減額をいたしております。

以上の結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億6,158万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億5,225万4,000円とするものでございます。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第15 議案第40号 平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第15、議案第40号平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第40号平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正と前年度精算等の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,145万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億8,868万1,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰越金の追加と繰

入金の減額であります。

歳出予算としましては、介護サービス事業費、基金積立金、諸支出金の追加と総務費、地域支援事業費の減額であります。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

**○議長（佐野芳彦）** 副町長。

**○副町長（八幡儀則）** ただいま上程されました議案第40号平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。

歳出からご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、介護保険担当職員の異動によるものとして、節2給料で231万3,000円、節3職員手当等で115万1,000円、節19負担金補助及び交付金で17万6,000円、共済組合費の負担率変更によるものとして節4共済費で34万1,000円減額し、合わせて398万1,000円減額いたしております。

款3介護サービス事業費、項1介護サービス事業費、目1介護サービス事業費については、共済組合費の負担率変更によるものとして節4共済費で4万3,000円追加しております。

款4地域支援事業費、項2包括的支援事業費、目1包括的支援事業費については、介護保険担当職員の異動によるものとして節2給料で70万7,000円、節3職員手当等で18万3,000円、節19負担金補助及び交付金で15万2,000円、共済組合費の負担率変更によるものとして節4共済費で2万9,000円減額し、合わせて107万1,000円減額いたしております。

11ページをお願いいたします。

款5基金積立金、項1基金積立金、目1基金費については、平成21年度から繰越金のうち平成21年度の事務費繰入金精算分を除いた純粋な介護保険料の剰余金を決算剰余金処分

積み立てとして1,053万4,000円追加し、平成22年度以降の給付費の財源に充てるため積み立ていたします。

款9諸支出金、項1償還金、目1償還金については、平成21年度事業精算の結果、国費、県費、支払基金への返還金として592万9,000円計上いたしております。

歳入について説明いたします。

5ページをお願いいたします。

款4国庫支出金、項2国庫補助金、目2地域支援事業交付金については、平成21年度事業精算の結果、過年度精算分として2万6,000円追加いたしております。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金については、平成21年度事業精算の結果、過年度精算分として504万2,000円追加しております。

款6県支出金、項1県補助金、目1地域支援事業交付金については、平成21年度事業精算の結果、過年度精算分として1万3,000円追加いたしております。

款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金については、平成21年度からの繰越金のうち事務費繰入金と精算分と平成21年度事業過年度精算分と人事異動等による給料等の分を合わせて422万4,000円減額いたしております。

7ページをお願いいたします。

款9繰越金、項1繰越金、目1繰越金については、平成21年度からの繰越金として1,059万7,000円追加いたしております。

以上で議案第40号平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

**○議長（佐野芳彦）** 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第16 議案第41号 平成22年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第1号）

○議長（佐野芳彦） 日程第16、議案第41号

平成22年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第41号平成22年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、前年度精算等の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ97万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を901万7,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、財源調整として一般会計繰入金を減額し、また前年度繰越金を追加いたしております。

歳出予算としましては、平成21年度決算額をもとに実績報告を行った結果、社会保険診療報酬支払基金への医療費交付金及び国、県への医療費負担金の償還金額が確定しましたので、差額を減額いたしております。

よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第17 議案第42号 平成22年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（佐野芳彦） 日程第17、議案第42号平成22年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第42号平成22年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費と過年度保険料納付金等の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ99万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億5,293万7,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、財源調整のため一般会計繰入金を減額し、また前年度繰越金を追加しております。

歳出予算につきましては、一般管理費において異動等に伴う人件費の補正と過誤納付還付金及び平成22年4月、5月の保険料収納分であります過年度分の保険料納付金を追加いたしております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第18 議案第43号 平成22年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（佐野芳彦） 日程第18、議案第43号平成22年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第43号平成22年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、前年度繰越金等に伴う関係経費の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ569万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,958万3,000円とするものであ

ります。

歳入予算につきましては、繰越金を569万6,000円、預金利子を2,000円、それぞれ追加しております。

歳出予算としましては、一般会計への繰出金を561万円、墓園清掃業務委託料を8万8,000円それぞれ追加いたしております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第19 議案第44号 平成22年度  
兵庫県太子町下水道事業  
特別会計補正予算（第1号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第19、議案第44号平成22年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第44号平成22年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ955万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億8,099万8,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰入金、繰越金の追加であります。

歳出予算としましては、下水道費、一般管理費において異動等に伴う人件費の補正とマンホールふた等などの修繕料を追加し、また公共下水道事業において異動等に伴う人件費の補正と公共下水道事業計画変更認可申請資

料作成委託料を追加いたしております。

よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第20 議案第45号 平成22年度
兵庫県太子町前処理場事業
特別会計補正予算（第1号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第20、議案第45号平成22年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第45号平成22年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正と事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ366万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億1,275万4,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰入金、繰越金の追加であります。

歳出予算としましては、前処理場費の追加と異動等に伴う人件費の補正と前処理場の新たな処理方法の検討のための配管工事費を計上いたしております。

よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第21 議案第46号 平成22年度**

度兵庫県太子町水道事業会  
計補正予算（第2号）

○議長（佐野芳彦） 日程第21、議案第46号平成22年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第46号平成22年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正であります。

その内容としましては、収益的収入において職員の異動等により一般会計からの子ども手当負担金を13万円減額し、収益的収入総額を5億1,914万2,000円とし、また収益的支出において職員の異動等により32万6,000円を減額し、収益的支出総額を5億316万円とするものであります。資本的支出においては、職員の異動等により429万2,000円を減額し、総額として3億2,197万2,000円としております。また、資本的収入、支出の不足額においては、過年度分損益勘定留保資金で補てんすることといたしております。そのほか予算に合わせて流用経費の額の変更を行っております。

よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時とします。申しわけありません。訂正します。後ほど連絡します。

（休憩 午前11時58分）

（再開 午後1時50分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第22 議案第47号 太子町国民
健康保険条例の一部を改正
する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第22、議案第47号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第47号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を改正するものであります。

改正の内容としましては、国民健康保険法の条文の繰り上げにより、国民健康保険法を引用している当条例を改正するものであります。具体的には、条例第13条中、特定健康診査等を行う根拠条文である国民健康保険法第72条の5が同法第72条の4の削除により1条繰り上がるものであります。

施行日につきましては、公布の日から施行し、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行日である平成22年5月19日から適用としております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第23 議案第48号 印鑑の登録  
及び証明に関する条例の一  
部を改正する条例の制定に  
ついて

○議長（佐野芳彦） 日程第23、議案第48号印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改

正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(佐野芳彦) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(首藤正弘) 議案第48号印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、印鑑の登録及び証明に関する事務の執行に関し、その運用の指針となっている総務省通知印鑑登録証明事務処理要領をもとに実際の事務処理や運用のあり方を点検したところ、文言整理を初め条文の既定方法に改正を要する箇所がありますので、本条例を改正するものであります。

改正の大部分は、句読点、字句整理等がありますが、詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(佐野芳彦) 副町長。

○副町長(八幡儀則) ただいま上程されました議案第48号印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

今回の改正は、印鑑の登録及び証明に関する事務の執行に関し、その運用の指針となっている総務省通知印鑑登録証明事務処理要領をもとに当該事務について実際の事務処理や運用のあり方を点検したところ、文言整理を初め条文の既定方法に改正を要する箇所がありますので、本条例を改正するものでございます。

改正の内容としましては、大部分が句点、読点、送り仮名の修正のための改正です。条文自体を大きく改正しているところが5カ所あります。

まず最初は、印鑑登録原票について規定している第7条第3項において原票調製の際、記録媒体の説明を電子計算機をもって調製すると規定しています。

2番目は、登録証の再交付について規定している9条において第2項を新たに起こし、再交付の手続は規則で定めると規定していません。

3番目は、印鑑登録の消除について規定している第13条において、第1項に後見開始の審判を受けたときは登録を消除する旨の1号を追加し、第2項を新たに起こし、第5号以降の場合は町長が登録者に消除したことを通知すると規定しております。

4番目は、印鑑登録の証明について規定している第14条を第1項と第2項に分け、新たに起こした第2項に印鑑登録の証明を行うに当たっては電子計算機または複写機を使用すると規定しております。

5番目は、印鑑登録証明書の交付について規定している第16条において第2項を削除し、この部分は規則において規定することとしております。

施行日につきましては、公布の日から施行することとしております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(佐野芳彦) 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第24 議案第49号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(佐野芳彦) 日程第24、議案第49号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(佐野芳彦) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(首藤正弘) 議案第49号太子町消防

団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件は、児童扶養手当法の一部を改正する法律が公布され、児童扶養手当法施行令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、関係する児童扶養手当法の条項を引用している本条例を改正するものであります。

児童扶養手当法の改正により、父子家庭にも児童扶養手当が支給されることとなりましたが、消防団員の災害補償の受給調整については当条例の附則で規定されており、引用している児童扶養手当法の条項を改正、追加し、整理するものでございます。

施行日は、公布の日としております。

よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第25 認定第1号 平成21年度  
兵庫県太子町一般会計歳入  
歳出決算の認定について

日程第26 認定第2号 平成21年度  
兵庫県太子町国民健康保険  
特別会計歳入歳出決算の認  
定について

日程第27 認定第3号 平成21年度  
兵庫県太子町介護保険特別  
会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

日程第28 認定第4号 平成21年度  
兵庫県太子町老人保健特別  
会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

日程第29 認定第5号 平成21年度  
兵庫県太子町後期高齢者医  
療特別会計歳入歳出決算の  
認定について

日程第30 認定第6号 平成21年度

兵庫県太子町墓園事業特別  
会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

日程第31 認定第7号 平成21年度  
兵庫県太子町下水道事業特  
別会計歳入歳出決算の認定  
について

日程第32 認定第8号 平成21年度  
兵庫県太子町前処理場事業  
特別会計歳入歳出決算の認  
定について

日程第33 認定第9号 平成21年度  
兵庫県太子町水道事業会計  
決算の認定について

○議長（佐野芳彦） 日程第25、認定第1号平成21年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第33、認定第9号平成21年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 認定第1号から第9号までの各会計決算の認定について、一括して説明を申し上げます。

最初に、認定第1号平成21年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算について説明を申し上げます。

決算の概要としましては、歳入総額97億1,766万4,837円、歳出総額95億5,884万6,495円。歳入歳出差し引き額は1億5,881万8,342円であり、繰越明許費として翌年度に繰り越すべき財源3,428万3,000円を差し引いた実質収支額は1億2,453万5,342円となっております。

歳入については、予算額101億7,873万円、調定額101億4,314万3,648円に対し、収入済額97億1,766万4,837円、不納欠損額1,950万7,742円、収入未済額4億597万1,069円でございます。

また、歳出については、予算額101億7,873万円に対し、支出済額95億5,884万6,495円、翌年度繰越額2億8,059万5,000円、不用額3億3,928万8,505円となっております。

続きまして、認定第2号平成21年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額31億3,646万7,092円に対し、歳出総額28億7,628万1,809円で、歳入歳出差し引き額は2億6,018万5,283円となっております。

歳入については、予算額30億2,445万8,000円、調定額34億174万7,088円に対し、収入済額31億3,646万7,092円、不納欠損額750万8,900円、収入未済額2億5,777万1,096円でございます。

また、歳出については、予算額30億2,445万8,000円に対し、支出済額28億7,628万1,809円、不用額1億4,817万6,191円となっております。

次に、認定第3号平成21年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額14億5,229万8,627円に対し、歳出総額14億4,169万9,942円で、歳入歳出差し引き額は1,059万8,685円となっております。

歳入については、予算額15億60万7,000円、調定額14億7,202万3,721円に対し、収入済額14億5,229万8,627円、不納欠損額87万5,112円、収入未済額1,884万9,982円でございます。

また、歳出については、予算額15億60万7,000円に対し、支出済額14億4,169万9,942円、不用額5,890万7,058円となっております。

次に、認定第4号平成21年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額2,933万7,291円に対し、歳出総額2,909万1,616円

で、歳入歳出差し引き額は24万5,675円となっております。

歳入については、予算額3,433万3,000円に対し、調定額、収入済額ともに2,933万7,291円でございます。

また、歳出については、予算額3,433万3,000円に対し、支出済額2,909万1,616円で、不用額は524万1,384円となっております。

次に、認定第5号平成21年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額2億4,207万8,270円に対し、歳出総額2億3,676万8,820円で、歳入歳出差し引き額は530万9,450円となっております。

歳入については、予算額2億4,606万4,000円、調定額2億4,306万1,325円に対し、収入済額2億4,207万8,270円、収入未済額98万3,055円でございます。

また、歳出については、予算額2億4,606万4,000円に対し、支出済額2億3,676万8,820円で、不用額929万5,180円となっております。

次に、認定第6号平成21年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額3,296万9,265円に対し、歳出総額2,727万1,356円で、歳入歳出差し引き額は569万7,909円となっております。

歳入については、予算額2,814万6,000円、調定額3,305万6,265円に対し、収入済額3,296万9,265円、収入未済額8万7,000円でございます。

また、歳出については、予算額2,814万6,000円に対し、支出済額2,727万1,356円で、不用額は87万4,644円となっております。

次に、認定第7号平成21年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額16億7,002万

9,205円に対し、歳出総額16億2,149万2,949円で、歳入歳出差し引き額は4,853万6,256円となっております。

歳入については、予算額16億9,210万5,000円、調定額17億617万8,129円に対し、収入済額16億7,002万9,205円、不納欠損額70万1,219円、収入未済額3,544万7,705円でございます。

また、歳出については、予算額16億9,210万5,000円に対し、支出済額16億2,149万2,949円、不用額7,061万2,051円となっております。

次に、認定第8号平成21年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額1億1,817万6,997円に対し、歳出総額1億1,508万4,813円で、歳入歳出差し引き額は309万2,184円となっております。

歳入については、予算額1億1,959万9,000円に対し、調定額、収入済額ともに1億1,817万6,997円でございます。

また、歳出については、予算額1億1,959万9,000円に対し、支出済額1億1,508万4,813円で、不用額は451万4,187円となっております。

最後に、認定第9号平成21年度兵庫県太子町水道事業会計決算について説明を申し上げます。

平成21年度の収益的収入は、給水量におきまして大口使用者の使用水量の大幅な減少があったため、事業収益においては収益全体として前年度対比5.7%の減収となりました。

また、事業費用においては、営業費用での4.3%の減、営業外費用での4.0%の減により、費用全体として前年対比2.9%の減となりました。その結果、収益的収支といたしまして収入総額4億9,085万6,559円に対し、支出総額4億6,376万1,429円で、純利益は2,709万5,130円となりました。

一方、資本的収支におきましては、都市計画道路揖保線の道路改良工事関係において主

要となる配水管等の布設工事を行いました。その結果、資本的収支の収入総額732万617円に対し、支出総額6,446万7,833円で、不足する額5,714万7,216円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしております。

以上、9会計の決算案件についての説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては副町長、経済建設部長よりそれぞれ説明を申し上げますので、認定いただきますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） それでは、認定第1号平成21年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算認定について詳細説明を申し上げます。

まず、主要施策の成果に関する説明書に記載しております事項につきましては、重複説明になっている箇所もあろうかと思いますが、ご了承いただきたいと思います。

歳出からご説明申し上げます。

全体を通して、人件費につきましては15億3,728万6,000円で、前年度比0.4%増となっております。職員給は減となっておりますが、それを上回る地方公務員共済組合等の負担率の引き上げによるものでございます。

それでは、56ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節10交際費につきましては、慶弔費が10件で8万円、賛助費が2件で1万6,000円となっております。

58ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節10交際費につきましては、渉外費40件で62万8,695円、慶弔費69件で68万7,000円、賛助費46件で54万1,000円、その他5件で6万9,733円となっております。

68ページをお願いいたします。

目7電子計算機費、節13委託料につきましては、前年度比1,016万9,806円の増となっておりますが、これは住民税年金特別徴収対応システムの改修費用997万5,000円の増による

ものでございます。節14使用料及び賃借料につきましては、前年度対比501万5,995円の増となっておりますが、主に庁内ネットワーク機器等の使用料が前年度は導入初年度で3カ月分であったものが1年分となったことによるものでございます。節15工事請負費につきましては、火災による電算データ保護のため、電算機械室自動消火設備入れかえ工事を実施したものでございます。

76ページをお願いいたします。

目22定額給付金給付事業費、節19負担金補助及び交付金4億7,017万2,000円につきましては、定額給付金として3万1,203件支給を実施したものでございます。

78ページをお願いいたします。

項2徴税费、目2賦課徴収費、節23償還金利子及び割引料2,311万9,305円につきましては、2,301万3,305円を過誤納付金として還付いたしております。また、税源移譲に伴い所得変動による住民税還付金として平成19年度の住民税を減額し、平成21年度に10万6,000円を還付いたしております。

80ページをお願いいたします。

項4選挙費につきましては、前年度は町長選挙、町議会議員補欠選挙を同日に執行しましたが、21年度は衆議院議員選挙、兵庫県知事選挙を執行し、また国民投票の投票人名簿システム構築業務を実施しましたので、1,317万3,859円の増となっております。

88ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節28繰出金1億6,034万2,237円につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金でございます。その内訳といたしまして、法定分の繰り出しとして保険基盤安定に9,605万2,362円、職員給与費等に4,282万542円、出産育児一時金等に1,137万3,333円、財政安定化支援事業に1,009万6,000円となっており、本年度の国保会計の財政が安定していたため財源補てんのための繰り出しは行っておりません。繰出金総額は平成20年度と比較して、2億591万1,973円と

大幅な減となっております。

90ページをお願いいたします。

目2老人福祉費、節28繰出金2億5,118万2,178円につきましては、介護保険特別会計への繰出金でございます。その内訳といたしまして、介護給付費に1億5,829万7,046円、職員給与費等に6,323万6,681円、償還金に2,964万8,451円となっております。

92ページをお願いいたします。

目4後期高齢者医療費、節28繰出金4,796万8,118円につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。その内訳といたしまして、保険基盤安定に3,040万6,164円、事務費に1,756万1,954円となっております。

96ページをお願いいたします。

節20扶助費のうち、障害児補装具費571万1,003円につきましては、交付が42件、490万2,320円、修理が23件、80万8,683円となっております。

110ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目8児童館運営費、節15工事請負費869万4,000円につきましては、子育て学習センターのトイレ、雨漏り、手洗い場等の改修費用でございます。

116ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節13委託料のうち、子宮がん検診委託料354万5,011円、乳がん検診委託料583万3,438円につきましては、21年度より対象者に無料クーポン券を配布したことで昨年度より571万7,289円の増となっております。

120ページをお願いいたします。

目4環境衛生費、節19負担金補助及び交付金6,223万2,000円は、火葬場運営に係る揖龍保健衛生施設事務組合負担金でございますが、火葬場施設の管理及び運営に係る経費2,282万6,000円と火葬場施設建設に伴います起債の元利償還に係る経費3,940万6,000円でございます。

124ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業

委員会費、節10交際費につきましては、慶弔費3件で1万5,000円、渉外費2件で2万円となっております。

128ページをお願いいたします。

目5農地費、節13委託料のうち、糸井・矢田部地内客土工事委託料4億4,394万5,250円につきましては、糸井・矢田部地内圃場約3万5,100平方メートルの土壌入れかえ工事を兵庫県土地改良事業団体連合会に委託したものでございます。

130ページをお願いいたします。

目8国土調査費、節13委託料、地籍調査事業委託料593万9,640円につきましては、国土調査法に基づく地籍調査を米田地区において実施したものでございます。第1工区面積8ヘクタール、200筆にて地籍図と地籍簿を作成し、第2工区面積7ヘクタール、380筆について境界確認を実施いたしております。

138ページをお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費、節15工事請負費879万9,630円につきましては、檀特山東線道路補修工事及び沖代線ほか数路線の舗装補修工事等を実施したものでございます。

目4幹線道路整備事業費、節15工事請負費のうち、揖保線道路改良工事2億2,044万1,178円につきましては、沖代地内で早期着手した揖保線道路改良工事第1工区の896万3,850円と第2工区の8,580万4,950円及び第3工区の1億1,201万1,878円の各工区分け道路改良工事と揖保線道路改良工事に伴う取り合い工事の1,366万500円を実施したものでございます。

140ページをお願いいたします。

節22補償補填及び賠償金383万4,625円につきましては、揖保線に係る移転補償で、建物等物件補償1件173万2,708円及び太子町埋設の水道施設の移転補償1件210万1,917円の各補償費でございます。

項4都市計画費、目1都市計画総務費、節13委託料のうち、都市計画マスタープラン改定業務委託料656万2,500円につきましては、

平成20年度、21年度の2カ年度で改定業務を委託したもので、21年度業務内容については、現況分析、住民意向調査、主要課題の整理等を行い、現行のマスタープランの改定をいたしました。

142ページをお願いいたします。

項2下水道事業費、節28繰出金8億2,000万円につきましては、下水道事業特別会計への繰出金7億2,000万円、前処理場特別会計への繰出金1億円でございます。繰出金総額は前年度と比較して9.7%の減となっております。

144ページをお願いいたします。

目4公園事業費、節13委託料1,029万円につきましては、次年度以降の公園施設整備計画区域の測量で、面積6ヘクタール及び2.3ヘクタールに係る実施設計を実施いたしました。節17公有財産購入費1,110万3,573円につきましては、総合公園東部の山林部の買収を行ったもので、山林1筆、2,796.87平方メートルでございます。

146ページをお願いいたします。

款9消防費、項1消防費、目1常備消防費、節15工事請負費1,748万4,600円につきましては、太子町消防署庁舎消毒室改修工事及び訓練棟補修工事となっております。

148ページをお願いいたします。

目2常備消防費、節10交際費につきましては、慶弔費で1件、8,000円、渉外費4件で7万2,100円となっております。

150ページをお願いいたします。

目3消防施設費、節19負担金補助及び交付金のうち消防施設整備費補助金268万6,000円は、消火栓を沖代自治会が設置、小型動力ポンプを立岡自治会が購入、小型ポンプ吸管を川島自治会が購入、その他、消火栓器具として19自治会にそれぞれ補助をいたしております。

152ページをお願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費、節10交際費につきましては、慶弔費12件で6万2,800円、渉外費1件で1万円、

賛助費1件で2,800円となっております。

156ページをお願いいたします。

目4情報通信整備費、節13委託料につきましては、小・中学校における教育用、校務用コンピューターの整備と中学校の校内LAN整備に要した経費で、小学校に105台、中学校に185台のパソコンと周辺機器を設置いたしました。節18備品購入費につきましては、各小学校に1台の電子黒板と幼稚園、小学校、中学校及び公民館に83台のデジタルテレビの購入に要した経費でございます。

160ページをお願いいたします。

項2小学校費、目1学校管理費、節15工事請負費のうち、龍田小学校校舎耐震補強工事費につきましては、耐震性の確保を図ったものでございます。また、同じく龍田小学校において地球温暖化対策の推進や環境教育への活用を図るため、太陽光発電設備の設置工事を実施いたしました。

また、太田小学校校舎増築工事費及び光ファイバー引き込みルート変更工事費につきましては、太田小学校の児童増に伴う教室不足に対応するため、保健室、校長室、家庭科室の増築を行ったものでございます。

また、地上デジタル放送受信設備工事費につきましては、テレビ放送の完全デジタル化に対応するため、小学校校舎内の配線工事を行ったものでございます。

168ページをお願いいたします。

項3中学校費、目2教育振興費、節11需用費の消耗品費のうち、武道必修化実践事業消耗品184万4,550円につきましては、平成24年度に完全実施となる新学習指導要領に基づく中学校武道必修化に向け柔道着等を購入した経費でございます。節18備品購入費のうち、理科教育振興用備品購入費251万273円につきましては、新学習指導要領により観察、実験等の学習内容が充実されることになったことに対応するため、実験機械器具等の整備と老朽化した設備の更新を行ったものでございます。

180ページをお願いいたします。

項5社会教育費、目3青少年教育費、節15工事請負費につきましては、太田小学校の学童保育園の教室不足に対応するため、1教室を増築した費用でございます。

198ページをお願いいたします。

項6保健体育費、目2体育館費、節15工事請負費につきましては、町民体育館の1階通路及び各階のカーペット劣化に伴い改修工事及び屋外防犯灯支柱の腐食劣化に伴う取りかえ工事でございます。

200ページをお願いいたします。

目3総合公園管理費、節15工事請負費につきましては、陸上競技場観覧席劣化による漏水に伴う防水改修工事でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入の詳細説明に移らせていただきます。

全体を通しまして、景気の低迷によりまして町税につきましては、前年度比3.4%減となっております。また配当割交付金等の各種交付金においても軒並み減少しております。ただ、地方交付税、国県支出金等の増加により昨年度の歳入総額を上回っておりますが、依然厳しい財政状況でございます。

12ページをお願いいたします。

款1町税、項1町民税、目1個人町民税につきましては、収入済額が16億4,176万3,232円で、前年対比2.3%の減となっております。

目2法人町民税につきましては、収入済額は1億7,280万1,200円で、前年対比28.1%の減となっております。これにつきましては、リーマン・ショック以後、企業の業績が悪化し、法人税割が減少したことによるものでございます。

項2固定資産税につきましては、収入済額は20億5,158万2,892円で、前年対比1.8%の減となっております。これにつきましては、平成21年度が評価がえ年度に当たり、家屋において減価があったことにより減少したものでございます。

項3軽自動車税につきましては、収入済額

6,739万9,790円で、前年対比3.9%の増となっております。これにつきましては、昨年に引き続き乗用車、自家用軽自動車が増加したことによるものでございます。

項4町たばこ税につきましては、収入済額は1億7,768万4,419円で、前年対比2.2%の減となっております。

20ページをお願いいたします。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目2農林水産業費負担金、節1農業費負担金のうち、糸井・矢田部地内客土工事原因者負担金4億5,994万5,250円につきましては、歳出の際に申しあげました土壌入れかえ工事に係る負担金でございます。

26ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2教育費国庫負担金につきましては、太田小学校増築工事に係るもので基準額の2分の1の負担金でございます。

28ページをお願いいたします。

項2国庫補助金、目3土木費国庫補助金、節1道路橋りょう費補助金のうち、1億1,935万円につきましては、都市計画道路揖保線に係る地域活力基盤創造交付金であり、事業費に対して10分の5.5相当の交付額となっております。次に、交通安全施設等整備事業費補助金1,760万円につきましては、都市計画道路沖代線歩道改良事業に係る補助金で、同じく補助率は10分の5.5となっております。また、節2都市計画費補助金のうち、都市公園事業費補助金935万円につきましては、総合公園整備事業に係る補助金であり、用地取得の場合、事業費に対しまして3分の1相当額が補助されております。

目4教育費国庫補助金のうち、学校情報通信技術環境整備事業費補助金につきましては、教育用、校務用コンピューターの整備、校内LANの整備、電子黒板、デジタルテレビの購入に係るもので基準額の2分の1の補助金でございます。また、地域活性化・公共投資臨時交付金及び安心・安全な学校づくり交付金につきましては、龍田小学校校舎耐震

補強及び太陽光発電設備設置工事等、地上デジタル放送受信設備工事に係るものでございます。

30ページをお願いします。

項3委託金、目1総務費委託金、節2選挙費委託金につきましては、国民投票の投票人名簿システムの構築交付金として平成21年度から2カ年にわたって総額604万2,750円が交付されますが、そのうちの21年度分でございます。

38ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目8教育費県補助金、節2社会教育費補助金のうち、放課後児童健全育成事業補助金につきましては、各小学校学童保育園の運営補助金であり、また児童厚生施設等整備費補助金につきましては、太田小学校学童保育園を1教室増築したことによる補助金でございます。

40ページをお願いいたします。

項3委託金、目1総務費委託金、節2徴税費委託金の県民税徴収事務市町交付金につきましては、前年度比25.9%の減少となっております。これにつきましては、所得変動による住民税への影響が少なくなったことにより、県民税額相当分の交付も減少したことによるものでございます。

44ページをお願いします。

款17寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金につきましては、32件、26名の方々からふるさと応援寄付金でございます。

以上で、平成21年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についての詳細説明を終わります。

続きまして、認定第2号平成21年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、詳細説明を申し上げます。

21、22ページの歳出から説明をいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、国保事業の運営に係る経常的な経費でございます。減少の要因は、前年度に実施した高齢受給者に対する医療費の自己負担割

合を2割から1割に凍結するシステム改修等の終了によるものでございます。

23ページ、24ページをお願いいたします。

款2 保険給付費につきましては、目1 一般被保険者療養給付費は15億7,450万6,980円で、前年度より保険者負担分は1億866万3,946円増加いたしております。入院、入院外、歯科、調剤、食事療養において件数、日数、費用額とも前年度より増加しております。1件当たりの費用額は、入院が大きく増加し、1件当たり46万3,350円で、前年度と比較して2万7,068円の増となっております。1人当たりの費用額は10万5,560円で、前年度と比較し4,448円の増となっております。

目2 退職被保険者等療養給付費は1億8,673万6,143円で、退職被保険者数の減により前年度より保険者負担分は6,669万3,051円減少しております。1件当たりの費用額は入院、入院外、歯科とも減少しておりますが、高額療養費については増加しております。また、1人当たりの費用額は、入院、入院外とも増加しており、長期にわたる入院、通院が多いためと分析いたしております。一般被保険者、退職被保険者等を合わせた療養給付費全体では本年度は17億6,124万3,123円で、前年度より4,197万895円増加いたしております。

25、26ページをお願いいたします。

項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費は1億7,557万2,149円で、前年度より件数で328件の増、保険者負担分で2,853万164円の増となっております。

目2 退職被保険者等高額療養費は2,152万3,357円で前年度より件数で126件の減、保険者負担分で1,117万4,786円の減となっております。

項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金の件数は前年度比較で10件減の44件となっております。

27ページ、28ページをお願いいたします。

項5 葬祭諸費、目1 葬祭費の件数は前年度比較で12件減の42件となっております。

款3 後期高齢者支援金等、目1 後期高齢者支援金は3億5,405万9,549円で前年度より4,093万3,805円減少しておりますが、後期高齢者医療制度の創設等、平成20年度の大幅な制度改正に伴い被保険者数等の予測数値が国と乖離していたことによるものでございます。

款4 前期高齢者納付金等、目1 前期高齢者納付金は96万3,588円で前年度より48万8,454円増となっておりますが、加入者1人当たりの負担調整対象額が大幅に増加したためでございます。

29、30ページをお願いいたします。

款5 老人保健拠出金、目1 老人保健医療費拠出金につきましては、前年度で概算医療費拠出金は終了し、大きく減少しました。前々年度の精算額と調整金額を加算した額839万5,822円を拠出してしております。平成22年度で前々年度の精算還付により終了となる予定でございます。

款6 介護納付金は、第2号被保険者1人当たりの負担額5万246円に第2号被保険者数2,900人を乗じた概算額1億4,571万3,400円から前々年度の精算額と調整金額を差し引いた額1億2,383万7,309円を納付いたしております。第2号被保険者1人当たりの負担額は増加しておりますが、第2号被保険者の減少と前々年度の精算分の差し引きにより納付金額は前年度より1,559万2,004円減少いたしております。

款8 保健事業費、項2 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費につきましては、1,241名の被保険者が特定健診を受診され、そのうち147名の特定保健指導を実施しております。これらの経費として824万8,310円を支出いたしております。

31、32ページをお願いいたします。

款9 基金積立金は、当年度において財政調整基金から生じた利子8万2,886円と任意積み立て2,243万2,000円を基金に積み立て、当該年度末の国保財政調整基金残高は3,997万4,239円となっております。

33ページ、34ページをお願いいたします。

款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金、節23償還金利子及び割引料につきましては、平成20年度の医療費実績により退職被保険者等に係る療養給付費等交付金1,543万4,563円と実績により特定健診、特定保健指導の国庫及び県費負担金をそれぞれ10万6,000円ずつの21万2,000円、高齢者医療制度の円滑運営事業費補助金9,613円の合計1,565万6,176円を返還いたしております。

続いて、歳入について説明いたします。

9ページ、10ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税の総額は7億7,654万7,181円で、前年度と比較し908万3,508円の増となっております。一般被保険者と退職被保険者等を合わせた年度平均の世帯で58世帯、被保険者数で44人の増によるものでございます。平成20年度の退職医療制度の改正により退職被保険者分の被保険者の対象が改正され減少したことによる影響で、目2退職被保険者等国民健康保険税は前年度より1,398万2,773円減少しましたが、目1一般被保険者国民健康保険税は退職被保険者から一般被保険者に移行した被保険者数の増により2,306万6,281円増となっております。

11ページ、12ページをお願いします。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金は現年度分5億5,513万4,014円で、医療費に係る療養給付費負担金は増となっておりますが、老人保健医療費拠出金負担金の減及び後期高齢者支援金負担金の減により前年度とほぼ同額でございます。過年度分2,437万2,497円は、平成20年度の医療精算によるものでございます。

項2国庫補助金、目1財政調整交付金は2億1,198万円で、前年度より5,051万4,000円増加いたしております。交付率は前年同様9%で、普通調整交付金は医療費の増加により特別調整交付金は退職者医療制度の廃止に伴う財政影響が多額である市町に対し、その影響額の2分の1を交付されることになり、約4,000万円の交付があったことによるもの

でございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

目2出産育児一時金補助金56万円は、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金について暫定的に38万円から42万円に4万円引き上げ、その2分の1の2万円を国庫補助されるものでございます。

款4療養給付費等交付金は、退職被保険者等の保険給付費に対して交付されるもので、2億1,749万3,000円であります。前年度より6,170万1,000円減少しております。減少の要因は、退職者医療制度の改正による退職被保険者数の減少に伴い療養給付費等が減少したためでございます。

款5前期高齢者交付金は、65歳から74歳の前期高齢者の医療費の財源調整のための制度でございます。保険者間の医療費にかかる負担の不均衡を調整するもので、5億5,443万6,293円あります。前年度と比較し、1億7,163万413円の増となっております。概算の前期高齢者給付費見込み額が前年度より1億5,700万円増加したためでございます。

15、16ページをお願いいたします。

款7共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金は7,417万8,135円で、前年度より3,177万7,881円増加いたしております。対象件数は247件で、前年度より91件の増でございます。

目2保険財政共同安定化事業交付金は3億256万7,841円で、前年度より3,487万2,767円増加いたしております。対象件数は1,521件で、前年度より268件の増でございます。

款8広域連合支出金は、国保の特定健診と同時に実施した後期高齢者に係る健康診査に対する広域連合からの支出金で、当年度健診受診者234名のうち国庫補助分19万1,000円と被保険者数及び受診実績配分による広域連合補助分67万5,000円と合わせて86万6,000円でございます。

款10繰入金金は1億6,034万2,237円で、前年

度より2億591万1,973円の減となっております。平成20年度は後期高齢者医療制度の施行などに伴い財政収支が非常に不安定であったこともあり、その他一般会計繰入金、いわゆる緊急避難の赤字補てんとして2億1,000万円の財政支援を受けましたが、本年度は安定した財政運営となっております、その他一般会計繰り入れは行わず、法定繰入分のみの繰入金といたしております。

17ページ、18ページをお願いいたします。

款11繰越金、目1療養給付費等交付金繰越金は、退職被保険者等に係る医療費精算により21年度で返還した額1,543万4,563円であります。

目2その他繰越金8,652万1,326円は、平成20年度よりの繰越金から療養給付費等交付金繰越金を除いた額で、前年度より4,782万2,879円増加いたしております。

19ページ、20ページをお願いいたします。

款12諸収入、目4雑入のうち介護従事者処遇改善臨時特例交付金221万8,106円は、平成21年4月から介護保険の介護報酬が介護保険サービスの従事者の給与等の処遇を改善する目的で引き上げが改定されており、その改定に係る国保税の負担増を緩和するため、平成21年度、平成22年度の2カ年における被保険者の負担を国費により軽減を図るため、国から兵庫県国民健康保険団体連合会を經由して交付される臨時特例交付金でございます。

歳入総額31億3,646万7,092円に対し、歳出総額は28億7,628万1,809円で、歳入歳出差し引き額2億6,018万5,283円を翌年度に繰り越しをいたします。

以上で詳細説明を終わります。

続きまして、認定第3号平成21年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について詳細説明を申し上げます。

13ページの歳出から説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費3,517万399円については、介護保険担当職員給与4名分、介護保険法改正に伴う介護保険システム改修委託料等でございます。

目2連合会負担金15万4,530円につきましては、国保連合会会費負担金でございます。

項2徴収費、目1賦課徴収費220万3,043円につきましては、介護保険料賦課決定通知書作成の委託料等でございます。

15ページをお願いいたします。

項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費311万3,038円につきましては、介護認定審査会の委員報酬等でございます。

目2認定調査費891万7,436円については、認定調査員4名分の賃金と主治医意見書1,193件分の作成手数料等でございます。

17ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1介護諸費、目1介護サービス費11億5,569万9,390円については、要介護1から5と認定された方に対する居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画給付費及び地域密着型介護サービス給付費の各サービス費でございます。

目2予防サービス費8,264万8,967円につきましては、要支援と認定された方に対する介護予防サービス給付費、介護予防福祉用具購入費、介護予防住宅改修費及び介護予防サービス計画給付費の各サービス費でございます。

目3高額介護サービス費1,857万2,704円につきましては、介護保険サービスに係る自己負担額が一定額以上になったときに払い戻されるサービス費でございます。

目4特定入所者サービス費3,274万7,120円につきましては、低所得の方の介護保険サービスに係る自己負担額の一定額以上を支給するサービス費でございます。

目5審査支払手数料157万3,360円につきましては、兵庫県国民健康保険団体連合会の審査支払業務の手数料でございます。

款3介護サービス事業費、項1介護サービス事業費、目1介護サービス事業費1,620万7,937円につきましては、介護保険担当職員給与1名分、嘱託職員賃金1名分と介護予防

ケアプラン作成業務委託料等でございます。

19ページをお願いいたします。

款4地域支援事業費、項1介護予防事業費、目1介護予防事業費1,459万6,429円につきましては、介護予防事業委託料、生活機能評価事業委託料等でございます。

21ページをお願いいたします。

項2包括的支援事業費、目1包括的支援事業費2,686万8,825円につきましては、介護保険担当職員給与3名分、嘱託職員賃金2名分と総合相談窓口業務委託料等でございます。

23ページをお願いいたします。

款9諸支出金、項1償還金、目1償還金2,964万8,451円につきましては、平成20年度保険給付費の精算による負担金及び交付金の返還金でございます。

次に、歳入について説明をいたします。

5ページをお願いいたします。

款1保険料、項1介護保険料、目1介護保険料の収入済額については、節1現年度分として3億1,818万5,648円、節2滞納繰越分として132万7,943円の収入済みでございます。また、収入済額については、現年度分と滞納繰越分と合わせて1,884万9,982円となっており、徴収率は94.2%でございます。

款2介護サービス事業収入、項1介護サービス事業収入、目1介護サービス事業収入については、地域包括支援センターの介護予防サービスプラン作成報酬として885万8,700円収入済みでございます。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金として2億2,846万1,000円の収入済みでございます。

項2国庫補助金、目1調整交付金として1,307万2,000円、目2地域支援事業交付金として1,394万8,633円それぞれ収入済みでございます。

7ページをお願いいたします。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金として3億7,687万4,000円、目2地域支援事業交付金として422万円の収入済みでございます。

款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金として1億9,115万8,000円、項2県補助金、目1地域支援事業交付金として697万4,598円、項3委託金、目1総務費委託金として1万6,500円それぞれ収入済みでございます。

款7財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金として59万3,666円の収入済みでございます。

9ページをお願いいたします。

款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として2億5,118万2,178円、項2基金繰入金、目2介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金として534万4,603円を繰り入れております。

款9繰越金については、前年度繰越金として1,306万6,063円を計上いたしております。

10ページをお願いいたします。

款10諸収入、項3雑入、目1雑入については、介護予防事業個人負担金として70万1,400円、介護給付費返還金として1,818万8,142円等を収入いたしております。

歳入合計14億5,229万8,627円、歳出合計が14億4,169万9,942円、歳入歳出差し引き額1,059万8,685円となっております。

以上で詳細説明を終わります。

続きまして、認定第4号平成21年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

9ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は1万6,923円で、老人保健事業の運営に係る物件費でございます。主な内容は、兵庫県国民健康保険団体連合会に委託している老人保健医療事務共同電算処理費用及び第三者求償事務取扱手数料などでございます。

款2医療諸費、項1医療諸費、目3審査支払手数料は223円で、これは平成21年4月以降に生じた過誤請求、月遅れ請求分の2件の審査に係る経費でございます。

款4諸支出金、項1償還金、目1償還金は2,907万4,470円です。これは平成20年度老人

保健医療給付費の精算により、国、県、社会保険診療報酬支払基金に対して返還したものでございます。

続いて、歳入について説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

款6諸収入、項2雑入、目1第三者納付金12万3,687円は、交通事故による納付金の1件分でございます。

款6諸収入、項2雑入、目2雑入516万6,714円は、平成21年4月以降に生じた過誤請求、月遅れ請求に係る医療費の過年度精算金です。

歳入総額が2,933万7,291円に対し、歳出総額は2,909万1,616円で、歳入歳出差し引き額24万5,675円を翌年度に繰り越しをいたします。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（佐野芳彦） ここで暫時休憩します。

再開は3時30分。

（休憩 午後3時14分）

（再開 午後3時29分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、副町長、よろしく申し上げます。

○副町長（八幡儀則） 認定第5号平成21年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

9ページ、10ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、職員人件費が主な内容でございます。

款1総務費、項2徴収費、目1賦課徴収費につきましては、主に後期高齢者医療保険料を徴収するための保険料決定通知書や納付書の印刷製本費や郵送料等でございます。また、保険料の軽減や特別徴収から普通徴収への納付方法の変更等の特別対策を講じるた

め、後期高齢者医療システム改修委託料として280万3,500円を支出いたしております。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、平成22年3月分までの現年度分の保険料納付金として1億8,259万9,693円、過年度分の保険料納付金として309万3,109円、広域連合の運営のための共通経費であります分賦金として829万9,970円、保険基盤安定繰入金納付金として3,040万6,164円、延滞金納付金として9万5,400円をそれぞれ兵庫県後期高齢者医療広域連合へ納付いたしております。

続いて、歳入について説明いたします。

5ページ、6ページをお願いいたします。

款1保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収分として1億2,119万1,398円、普通徴収分として6,535万8,211円、合計で1億8,654万9,609円を収納しております。

款2使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料につきましては、9万4,400円を収納いたしております。

款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金として1,756万1,954円、保険基盤安定繰入金として3,040万6,164円、合計で4,796万8,118円を一般会計より繰り入れております。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、前年度繰越金として324万5,144円を収納いたしております。

款5諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、目1延滞金につきましては、保険料延滞金として9万6,600円を収納いたしております。

款5諸収入、項3雑入、目1雑入は、保険料還付金として15万2,353円を受け入れております。

款6県支出金、項1県補助金、目1円滑運営事業費補助金につきましては、歳出で説明しました後期高齢者医療システム改修費用の補助金として280万3,500円を受け入れており

ます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第6号平成21年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算認定の詳細説明を申し上げます。

まず、7ページの歳出をお願いいたします。

項1墓園事業費、目1一般管理費の1,871万2,127円でございますが、主に一般会計への繰出金としての1,856万2,000円とたつの市・姫路市広報掲載料としての役務費14万9,129円となっております。

目2の墓園管理費855万9,229円でございますが、主に節13委託料の除草作業、ごみ処理等による清掃管理委託料及び樹木の剪定、芝刈り、薬剤散布などによる植栽管理委託料、車どめ開閉業務委託料として合計554万4,400円となっております。また、墓所返還付金につきましては、申し込み後、墓碑の設置の見込みなく不要になったなどの理由による返還申請がございましたので、6基分、257万3,000円返還いたしました。

次に、5ページの歳入をお願いいたします。

まず、款1の使用料及び手数料の墓園永代使用料は2,423万6,000円、30基分でございます。平成21年度末の応募状況は累計で881基となっております。墓園年間管理手数料は880基分の595万7,750円でございます。

款2の繰越金につきましては、前年度繰越金として260万3,379円となっております。

また、款3の諸収入につきましては、預金利子として1万136円となっております。

以上で認定第1号から認定第6号までの決算認定についての詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） それでは、認定第7号平成21年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして詳

細説明を申し上げます。

まず、歳出から説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款1下水道費、目1一般管理費、節13委託料の下水道管洗浄委託料につきましては、下水道管閉塞の予防措置といたしまして、定期的に洗浄作業を行っております。平成21年度では斑鳩、糸井地区の定期的洗浄作業132万5,100円と4件の緊急洗浄作業43万500円と合わせまして175万5,600円支出をいたしております。マンホールポンプ点検委託料につきましては、太子町にあります15カ所の下水のくみ上げるマンホールポンプの定期点検作業及び緊急作業費用として378万4,200円支出をいたしております。

次に、12ページをお願いいたします。

節19負担金補助及び交付金の掛保川流域下水道維持管理負担金につきましては、15年度から単年度精算となっております。排水量388万3,700.72立方メートルに対します処理負担金として2億69万1,707円支出をいたしております。1立方メートル当たりの単価は約52円となっております。前年度比水量で1万2,475.41立方メートル、負担金で1,686万7,853円の減となっております。

目2公共下水道事業費、節13委託料の事業再評価業務委託につきましては、国庫補助事業を行うために必ず実施をしておく必要がある下水道事業の費用対効果分析を行うもので、834万7,500円支出をいたしております。都市計画変更資料作成業務委託につきましては、雨水の都市計画決定変更手続に必要な資料作成費として241万5,000円支出をいたしております。節15工事請負費の公共ます設置工事費につきましては、63件の工事で2,093万7,119円支出をいたしております。下水道管布設工事につきましては、4件の工事で1,830万1,500円支出をいたしております。

次に、14ページをお願いいたします。

節19負担金補助及び交付金の汚水長松幹線管渠築造工事負担金につきましては、姫路市と太子町との下水処理に関する協定に基づき

1,696万8,570円支出をいたしております。

目3合併処理浄化槽整備費、節15工事請負費でございますが、下水道排水区域より離れた家屋に対し下水道管布設のかわりに合併浄化槽を設置をしたもので、94万5,000円支出をいたしております。

目4流域下水道事業費、節19負担金補助及び交付金の揖保川流域下水道建設負担金につきましては、926万6,641円支出をしております。流域の処理場の建設事業費から国庫補助分及び県費負担分を除きました事業費に対しまして関係3市1町が負担するものでございます。管渠につきましては、その7.44%、処理場につきましては、その9.82%が太子町の負担割合となっております。前年度比約1,000万円の減でございます。兵庫西流域下水汚泥処理委託事業負担金（償還金）につきましては、県移管に伴う償還金負担として2,088万3,663円支出しております。前年度比約151万円の増であります。

款2公債費、目1元金につきましては、定期償還分の長期償元金償還金として7億3,706万1,242円支出をいたしております。前年度比約8,497万円の増でございます。また、平成19年度に公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画の国の承認を受け高利率の起債の償還を認められましたので、当該繰上償還に伴う長期償元金償還金といたしまして1億1,707万6,154円支出しております。前年度比約3億245万円の減でございます。

目2利子につきましては、定期償還分の長期債利子償還金として3億8,790万7,369円支出しております。前年度比約2,545万円の減でございます。

以上、歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

6ページをお願いいたします。

款1分担金及び負担金、目1下水道費負担金、節1下水道費負担金の下水道事業受益者負担金につきましては、猶予取り消しによる

現年度分51件、1,480万9,400円収入しております。揖保線工事費県負担金につきましては、揖保線道路整備事業に伴う下水道管布設がえに要する費用として777万円収入しております。節2下水道費過年度負担金につきましては、130万500円収入しております。

款2使用料及び手数料、目1使用料、節1下水道使用料といたしまして、有収水量321万1,804立方メートルに対し、収入済額4億6,846万9,476円となっております。前年度比、水量で4万2,470立方メートルの増、使用料金で4,448万9,356円の増となっております。節2の下水道過年度使用料につきましては、625万4,458円収入しております。

項2手数料、目1下水道手数料の公認業者登録手数料につきましては3社で15万円、公認業者更新手数料につきましては47社で141万円、責任技術者登録手数料につきましては11件で33万円、責任技術者更新手数料につきましては87件で174万円収入いたしております。

款3国庫支出金、目1下水道費国庫補助金につきましては、下水道事業費用対効果分析を実施することにより効率的で客観性のある事業確認を行うため、国庫補助金として440万円の収入となっております。

8ページをお願いいたします。

款4繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金が7億2,000万円となっております。前年度比8,312万4,000円の減となっております。

款7町債、目1下水道債につきましては、公共下水道事業債、流域下水道事業債、繰上償還に伴う下水道高資本費対策借換債及び資本費平準化債を合わせまして4億1,030万円の収入済みとなっております。

以上で平成21年度下水道特別会計歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第8号平成21年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして詳細説明を申し上げます。

まず、歳出から説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

款1前処理場費、目1前処理場管理費、節11需用費の消耗品費につきましては、硫化水素対策といたしましてpH調整のための苛性ソーダ購入費として140万1,767円支出をいたしております。平成20年11月21日に姫路市内で基準を上回る硫化水素が発生し、その対策分が加わり、前年度比約53万円の増となっております。光熱水費につきましては、電気料を452万2,692円支出しております。前年度比約42万円の減となっております。修繕料につきましては、熱処理汚泥濃縮槽かき寄せ機修繕等による機械修繕として165万9,000円、皮革汚水流入管渠修繕等による施設修繕として407万8,200円を支出し、前年度比約71万円の増となっております。節13の前処理場運転管理業務委託料につきましては、5,481万円支出をいたしております。見積入札により前年度比189万円の減額でございます。

10ページをお願いいたします。

節18備品購入費のエアコン購入費につきましては、中央制御室のエアコンが故障し使用できなくなりましたので、168万円支出をしております。節19負担金補助及び交付金の揖保川流域下水道維持管理負担金につきましては、平成15年から単年度精算となっております。排水量4万5,932立方メートルに対します処理負担金として494万4,804円支出をいたしております。前年度比、排水量では約1万4,000立方メートルの減、負担金では約192万円の減となっております。

目2流域下水道事業費、節1負担金補助及び交付金の揖保川流域下水道建設負担金につきましては、流域の処理場等の建設事業費の負担分として94万4,516円支出しております。平成12年度より流域下水道事業建設負担金を下水道特別会計と計画処理水量で案分をしております。前年度比約102万円の減となっております。兵庫西流域下水汚泥処理委託事業負担金（償還金）につきましては、県移管に伴います償還金負担金といたしまして284万7,772円支出をいたしております。前年

度比約21万円の増となっております。兵庫西流域下水汚泥処理委託事業負担金（汚泥焼却）につきましては、搬出いたしました汚泥焼却量131.14トンに対します汚泥焼却負担金として382万191円支出をいたしております。前年度比約216万円の減となっております。

款2公債費、目1元金につきましては、定期償還分の長期債元金償還金として1,223万9,113円を支出いたしております。前年度比約47万円の減でございます。また、平成19年度に公的資金償還金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画の国の承認を受け、高利率の起債の償還を認められましたので、平成21年度の当該繰り入れ償還に伴う長期債元金償還金として559万1,118円を支出しております。前年度比約2,005万円の減でございます。

目2利子につきましては、定期償還分の長期債利子償還金として435万75円支出しております。前年度比約87万円の減でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

引き続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

6ページをお願いいたします。

款1使用料及び手数料、目1下水道使用料につきましては、有収水量4万2,913立方メートルに対します使用単価が1立方メートル当たり220円でございますので、944万860円収入しております。対前年度比は、有収水量では1万2,951立方メートルの減、使用料で229万580円の減となっております。

款2繰入金、目1一般会計繰入金につきましては1億円であります。対前年度比では480万9,000円の減となっております。

款5町債、目1下水道債につきましては、流域下水道事業に係る前処理場会計負担分の流域下水道事業債として90万円でございます。また、繰上償還に伴う下水道高資本費対策借換債として550万円でございます。

以上で平成21年度前処理場事業特別会計歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていただき

ます。

続きまして、認定第9号平成21年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について詳細説明を申し上げます。

決算報告書の1ページから4ページまでは収益的収支及び資本的収支について予算との対比で消費税込みで作成をいたしております。

1ページ、2ページの収益的収入及び支出をお願いいたします。

収入の決算状況は、事業収益において予算額5億7,256万8,000円に対し決算額5億1,485万7,545円となり、5,771万455円の減収となりました。この主な要因としては、大口使用者の使用水量の大幅な減少によるものでございます。

一方、支出の状況は、事業費用において予算額5億4,767万2,000円に対しまして決算額は4億7,175万577円となり、不用額は7,592万1,423円となりました。この主なものといたしましては、営業費用、営業外費用における経費減によるものでございます。

3ページ、4ページの資本的収入及び支出をお願いいたします。

収入の決算状況は、予算額1,960万円に対し決算額は732万617円で1,227万9,383円の減でございます。この理由といたしましては、工事負担金の減によるものでございます。

一方、支出においては、予算額1億3,971万6,000円に対し決算額6,446万7,833円となり、不用額7,524万8,167円になりました。この主なものといたしましては建設改良費の委託料及び工事請負費の減額によるものでございます。

資本的収入額732万617円が資本的支出額6,446万7,833円に対して不足する額5,714万7,216円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額100万5,138円、過年度分損益勘定留保資金5,614万2,078円で補てんをいたしております。

詳細内容につきましては、収益的収入及び支出は18ページ以降に税抜きで記載をしてお

ります。また、資本的収入及び支出につきましては、25、26ページに税込みで掲載をいたしております。

次に、5ページをお願いいたします。

平成21年度損益計算書で、収益的収支を項目別に税抜きで精算したものでございます。

営業収益4億8,291万758円から営業費用4億2,214万6,314円を差し引いた営業利益は6,076万4,444円であり、これに営業外収益794万5,801円から営業外費用3,372万1,063円を差し引いたマイナス2,577万5,262円を加減した経常利益は3,498万9,182円となり、特別利益と特別損失を加減した当年度純利益は2,709万5,130円となりました。前年度繰越欠損金1億1,698万8,833円を加算いたしますと、当年度未処理欠損金は8,989万3,703円となっております。

次に、6ページ、7ページの剰余金計算書をお願いいたします。

利益剰余金の部では、1、減債積立金、2、利益積立金、3、建設改良積立金において前年度繰入額及び当年度処分量はありません。当利益剰余金積立金は、4億1,308万5,576円となっております。4、欠損金は、前年度欠損金処理計算を行った額の再計上でありまして、繰越欠損金として8,989万3,703円でございます。

7ページの資本剰余金の部でございます。

1、受贈財産評価額の当年度発生高は、14ページの受贈財産評価額内訳明細書のとおりで、宅地開発等による寄贈された配水管、配水支管等6件の評価額でございます。

2、工事負担金の当該年度発生高は、資本的収入で受け入れた工事負担金であります。繰越資本剰余金として48億8,718万3,771円となります。

次に、8ページ、平成21年度欠損金処理計算書(案)でございます。当年度未処理欠損金8,989万3,703円は、地方公営企業法第32条の2及び同法施行令第24条の3第1項の規定により利益積立金を繰り入れして欠損金を処理しますが、本年度は利益積立金繰入額があ

りませんので、8,989万3,703円を翌年度繰越欠損金処理としたいので、よろしくお願いをいたします。

次に、9ページ、10ページをお願いいたします。

平成21年度末現在の貸借対照表でございます。これは企業の財政状態を明らかにするため、資産、負債及び資本を総括的に表示したものでございます。平成21年度中の事業活動から生じた資産、負債、資本の増減を計上したもので、資産の部1、固定資産の有形固定資産については資本的支出に処理されたものが各項目別に計上しており、明細につきましては27ページ、28ページの固定資産明細書に掲げているとおりでございます。

次に、流動資産、(1)現金預金5億9,763万9,809円は、32ページの最下段の翌年度繰越資金の額の上表の右側下から2段目の預金の合計額と一致いたしております。

(2)未収金は、平成22年3月31日現在で4,928万3,876円であり、この主なものとしましては水道料金2,130万3,489円、その他81万405円、他会計負担金2,716万9,982円等であります。

(3)有価証券につきましては、資産運用といたしまして兵庫県公債及びユーロ円債を購入いたしております現在高でございます。

資産の合計額は、10億5,150万873円となります。

10ページ、負債の部ですが、4、流動負債、(1)未払金2,332万1,208円の主なものとしまして、未払い消費税298万6,300円、量水器取りかえ作業委託料246万9,600円、動力費238万4,300円、資本的支出の配水施設改良費及び固定資産購入費のうち762万8,250円等でございます。

(2)預り金7,040万5,347円は、下水道使用料でございます。

負債合計額は、9,372万6,555円となります。

次に、資本の部です。

5、資本金、(1)自己資本金については、地方公営企業法施行令第25条の規定に基づいて積立金の処分額及び法適用時の一般会計から引き継いだ額の累計でございます。

(2)借入資本金は企業債の未償還残高でございます。これにつきましては最後の33ページ、企業債明細書に掲げております。

資本金合計額は、19億4,650万2,142円となります。

6、剰余金については、先ほど6ページ、7ページで説明を申し上げたとおりでございます。

剰余金合計額は、52億1,037万5,644円となります。

以上が、資産、負債、資本の状況で、資産と負債資本の合計額がそれぞれ72億5,060万4,341円となります。

次に、11ページをお願いいたします。

これから以降は精算の附属書類でございます。

事業報告書でございますが、1、概況では平成21年度の経営及び事業実施の概要を文章表現しております。

12ページ、(2)議会議決事項は、平成21年度中に議会へ提案させていただいた議案であります。

(4)職員に関する事項は、平成22年3月末現在の職員の職階級を掲げております。

次に、13ページでは(1)建設改良工事を掲げておりまして、資本的支出の配水施設改良費の工事請負費の明細であります。

次に、14ページには(2)保存工事の概況でございますが、これは漏水修理等の件数でございます。21年度は26件行っております。

(3)受贈財産評価額内訳明細書につきましては、先ほど資本剰余金のところで申し上げたとおり、宅地開発等により寄贈されました配水管、配水支管等8件の評価額でございます。

15ページは、業務でございます。

(1)業務量は前年度対比で掲げております。年間総配水量で6.4%の減となっております。

ます。今後、水需要についても節水意識の定着、節水機器の普及、産業構造の変化等によりまして減少傾向であると考えております。

16ページ、(2)事業収入に関する事項、(3)事業費に関する事項については、区分別に前年度との対比であります。事業収入では、有収水量の減によりまして、全体として2,938万7,200円、5.7%の減収でございます。一方、事業費では、営業費用が4.3%の減、営業外費用は4.0%の減により1,394万3,427円の減額となっております。

17ページ、(4)会計でございます。

②企業債及び一時借入金の概要でございますが、これは公営企業の借入状況でございまして、33ページの企業債明細書に掲げているとおり、借入総額14億2,460万円に対し、平成21年度末現在の未償還残高は11億2,416万8,109円となっております。

次に、18ページをお願いいたします。

これからは、収益費用に係る明細でございます。主なところのみ申し上げます。

給水収益の水道使用料は、対前年度比3,795万8,891円の減収となり、その他の営業収益は対前年度比900万5,540円の増収となりましたが、事業収益としては前年度対比2,938万7,200円の減収であります。

19ページからは事業費用でございます。

原浄水費は、前年度対比1,309万7,715円の減でございます。光熱水費では、老原浄水場下水道使用料が555万2,100円の増、委託料では安全な水の供給から水質検査を関係法令の定めにより一般検査を毎月龍野健康福祉事務所で原水及び供給水を全項目等につきましては住友金属テクノロジー株式会社、県立健康環境科学研究センターで実施しており、結果はいずれも水道法に定める水質基準値以下でありました。検査費用として217万1,470円を支払っております。

20ページの修繕料につきましては、各水源地や配水池の電気、機械等施設の点検により不良及び故障箇所の取りかえ修理を行い、安定供給に努めました。主なものとして、吉福

水源地取水ポンプ3号用逆支弁取りかえ、立岡山北配水池非常用無停電電源、テレメーター修理、老原浄水場流入管塗装作業等で、前年度比734万3,904円の減となっております。

動力費は、全施設の電気使用量として259万5,580キロワットでございますが、前年度対比では501万3,789円の減でございます。

受水費につきましては、西播磨水道企業団からの受水を取りやめ、兵庫県企業庁から年間51万1,000トンを受水し、安定供給に努めており、前年度対比では772万1,806円の減となっております。

次に、配水費は前年度対比332万1,231円の減です。主な原因は、節修繕料の前年度対比331万2,690円の減でございます。

なお、施設調査費については、送水管及び主要な配水管において延長約15.3キロ、それに付随する消火器62基、給水戸数139戸の漏水調査を実施し、取水栓漏水、給水管漏水、分水栓漏水等、漏水の把握に努めてまいりました。調査結果は、給水管からの漏水が1件発見され修理をいたしました。今後も有収率の維持、漏水の早期発見からも継続的な調査が重要と考えております。

21ページでございます。給水費は、前年度対比34万4,997円の減です。

22ページ、総係費は、前年度対比236万4,780円の減でございます。

23ページ、目減償却費については、地方公営企業法施行規則第8条による償却方法を採用しており、前年度対比では161万4,000円の増となっております。

24ページ、営業外費用、目支払利息及び企業債取扱諸費では、企業債利息として財務省財政融資資金17件分、1,783万2,032円、公営企業金融公庫22件分、1,588万9,031円で、前年度対比141万2,350円の減となっております。

次に、特別損失、目過年度損益修正損は、主に法人破産12件分、696万6,894円となり、対前年度比659万6,128円の増となっております。

次に、25ページの資本的収入及び支出をお願いいたします。

資本的収入では、目工事負担金につきましては、給水工事関係による負担金及び揖保線道路改良工事に伴う工事負担金であります。

次に、26ページ、資本的支出では、目配水施設改良費の工事請負費につきましては、13ページの(1)工事の費用1,364万5,800円支払っております。

目固定資産購入費では、機械及び装置購入費として老原浄水場薬品室の次亜塩素酸ソーダの品質劣化を防ぐため、スタンドエアコンを購入し、吉福水源地の電磁流量計及び取水ポンプが老朽化によるふぐあい等が生じたため更新しております。

目企業債償還金につきましては、財務省財政融資資金16件分の2,475万7,802円、公営企業金融公庫19件分の827万3,647円を支払っております。前年度対比1,088万6,549円の増でございます。

27ページ、28ページでは固定資産明細書でございます。9ページの貸借対照表、資産の部、有形無形固定資産の明細であります。

29ページは、事業費用の建設改良費に掲げている科目ごとの人件費の明細であります。

30ページは、款、事業費用4億6,276万1,429円の節ごとの構成費であります。

31ページでは、補てん財源明細書でございます。これは資本的収入が支出に対して不足する額等に補てんする財源でございまして、平成22年度へ繰り越す額は10億9,237万3,954円であります。

32ページでは、21年度資金収支表でございます。この表は平成21年度の1年間に発生した現金の受け入れ及び支払いの金額を事業資金の項目別に表示したものでございます。

受入資金の計14億2,315万9,113円に対し、支払資金の計は12億2,551万9,304円となり、差し引き1億9,763万9,809円が翌年度繰越資金の現金となり、未払い資金の区分、預金4億円を足して平成22年度へ繰り越しております。この額は9ページの貸借対照表、流動資

産の現金預金の額でございます。

33ページにつきましては、企業債の明細でございます。

以上、平成21年度水道事業会計決算の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（佐野芳彦）** これで日程第25、認定第1号から日程第33、認定第9号までの提案理由の説明が終わりました。

ここで、平成21年度一般会計、特別会計及び企業会計の9会計決算については、法令に基づいて監査委員の決算審査を受けていますので、代表監査委員から決算審査の説明を求めます。

森川勝代表監査委員。

**○監査委員（森川 勝）** 失礼いたします。

平成21年度兵庫県太子町一般会計、特別会計決算につきまして、井村監査委員とともに審査をいたしました結果につきましてご報告いたします。

審査対象、1、平成21年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算書、2、平成21年度兵庫県太子町特別会計歳入歳出決算書、国民健康保険、介護保険、老人保健、後期高齢者医療、墓園事業、下水道事業、前処理場事業の7特別会計、3、附属書類、平成21年度兵庫県太子町歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、証書類。

2、審査期間、平成22年7月21日から平成22年8月13日まで。

3、審査方法、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、その計数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法令に準拠して処理されているかなどの点について審査しました。また、基金については、その設置目的に沿って適正に処理されているか、計数は正確であるかなどを審査しました。なお、審査の過程では関係職員からの説明を聴取するとともに、例月出納検査も参考にしております。

4、審査の結果、審査に付された一般会計

及び特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類の計数は正確であることを確認しました。

また、基金の運用状況はその設置目的に沿って運用され、計数は正確であることを認めました。

決算の個別意見については、以下に述べるとおりでありますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

引き続きまして、平成21年度兵庫県太子町水道事業会計決算審査についてご報告を申し上げます。

審査対象、平成21年度兵庫県太子町水道事業会計決算書、事業報告及び関係帳簿、証書類。

審査日、平成22年7月21日から平成22年8月13日まで。

審査の方法、審査に当たっては、決算報告書及びその他附属書類に基づいて計数の審査と会計内容が適正に行われているか、企業の経営及び財政状況が適正に表示されているかなどの点について審査しました。なお、審査の過程では関係職員からの説明を聴取するとともに、例月出納検査を参考にして審査を実施しました。

審査の結果、提出された決算書及び事業報告書、財務諸表はいずれも地方公営企業関係法令に準拠して作成され、また財政状態も適正に表示され、かつ計数は正確であることを確認しました。

個別意見については、以下をご確認いただきますようお願いいたします。

以上、審査結果についてご報告を申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 決算審査の説明が終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 午後4時27分）

（再開 午後4時27分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、町長から議案第50号、議案第

51号、議案第52号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3とし、日程の順序を変更して直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号から議案第52号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3とし、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

お諮りします。

追加日程第1、議案第50号から追加日程第3、議案第52号までは本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。

~~~~~

追加日程第1 議案第50号 工事請負契約の締結について（揖保線道路改良工事（その2））

○議長（佐野芳彦） 追加日程第1、議案第50号工事請負契約の締結について（揖保線道路改良工事（その2））を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第50号工事請負契約の締結について説明を申し上げます。

本件につきましては、揖保線道路改良工事（その2）の請負契約であります。

工事請負契約につきましては、最低制限価格を公表し、去る8月23日に8社による制限つき一般競争入札を執行した結果、兵庫県揖保郡太子町東南568番地の4、株式会社西川組代表取締役西川義男と7,507万5,000円で契約するものであります。

詳細につきましては経済建設部長より説明

申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） ただいま上程されました揖保線道路改良工事（その2）の工事請負契約の締結につきまして詳細説明を申し上げます。

都市計画道路揖保線につきましては、揖保川流域の市町村間を広域的に連携する揖龍南北幹線の一部として位置づけられております。この揖保線を整備することによりまして町中心部への通過交通の流入の軽減を図り、慢性的な交通渋滞の緩和及び沖代線周辺地区の歩行者、自転車等の安全確保など、沿道の環境改善を図るものでございます。

主な工事内容といたしましては、施工延長440メートル、街渠工802メートル、街渠柵工88カ所、植樹工6,308本、転落防止柵工を499メートル、舗装工6,258平方メートル、路盤工6,181平方メートル、それぞれを整備するものでございます。

完成工期につきましては、平成23年3月25日を予定いたしております。

以上が工事請負契約の主な内容でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**追加日程第2 議案第51号 工事請負契約の締結について（揖保線道路改良工事（その3））**

○議長（佐野芳彦） 追加日程第2、議案第51号工事請負契約の締結について（揖保線道路改良工事（その3））を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第51号工事請負契

約の締結について説明を申し上げます。

本件につきましては、揖保線道路改良工事（その3）の請負契約であります。

工事請負契約につきましては、最低制限価格を公表し、去る8月23日に7社による制限つき一般競争入札を執行した結果、兵庫県揖保郡太子町老原611番地の1、株式会社前田組代表取締役前田和秀と8,505万円で契約するものであります。

詳細につきましては経済建設部長より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） ただいま上程されました揖保線道路改良工事（その3）の工事請負契約の締結につきまして詳細説明を申し上げます。

その3につきましても、先ほどご説明をいたしましたその2と同様、揖保川流域の市町村間を広域的に連携する揖龍南北幹線道路の一部として位置づけられた揖保線を整備することによりまして町内への通過交通流入の軽減、慢性的な交通渋滞の緩和、沖代線周辺地区の歩行者、自転車等の安全確保など、沿道環境の改善に資するため整備を促進するものでございます。

主な工事内容でございますが、施工延長522メートル、街渠工940メートル、街渠柵工89カ所、植樹工7,080本、転落防止柵工621メートル、舗装工8,531平方メートル、路盤工7,743平方メートルをそれぞれを整備するものでございます。

完成につきましては、平成23年3月25日を予定をいたしております。

以上が主な内容でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

追加日程第3 議案第52号 工事請負変更契約の締結について

(斑鳩小学校校舎耐震補強外改修工事)

○議長(佐野芳彦) 追加日程第3、議案第52号工事請負変更契約の締結について(斑鳩小学校校舎耐震補強外改修工事)を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(佐野芳彦) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(首藤正弘) 議案第52号工事請負変更契約の締結について説明を申し上げます。

本案件につきましては、平成22年3月に議決をいただきました斑鳩小学校校舎耐震補強外改修工事契約について変更が生じたため、議決を求めるものでございます。

当工事につきましては、建築工事、電気設備工事、機械設備工事に仕様変更等が生じたため、株式会社赤鹿建設と締結している工事請負契約を変更するものでございます。

契約額は、変更前契約額1億3,980万2,250円に561万8,550円を追加し、1億4,542万800円とするものでございます。

詳細につきましては、教育次長より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長(佐野芳彦) 教育次長。

○教育次長(西村隆志) ただいま上程されました斑鳩小学校校舎耐震補強外改修工事に係る工事請負変更契約の締結につきまして詳細説明を申し上げます。

このたびの変更契約で増額する561万8,550円の主な内容を説明させていただきます。変更内容につきましては、今後の体育館改築工事において手戻り工事を避けるための先行工事や着工後の詳細調査により経年劣化による老朽化のための仕様変更を行ったもの、また学校からの最終要望による調整で仕様変更を行ったものでございます。

まず、建築工事につきましては、110万円

余りの増額でございます。内容は、校舎西側昇降口の防水工事及び玄関壁タイル張りのとりどめに伴う減額が約80万円でございます。それと、トイレ改修に伴う仕様変更の減額が約43万円でございます。また、屋上防水工事の仕様変更に伴う増額が約190万円、階段手すりの新設等に係る増額が約40万円でございます。

次に、電気設備工事につきましては、総合盤の新設、高架水槽警報線の移設、体育館への空配管布設等に伴う増額が380万円余りでございます。

次に、機械設備工事につきましては、1階多目的トイレへの電気温水器の新設、給水バルブの交換、放送室のエアコン、換気扇の交換に伴う増額が約67万円でございます。

以上が今回の変更の主な内容でございます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長(佐野芳彦) 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第34 請願第7号 保育制度改革に関する請願

○議長(佐野芳彦) 日程第34、請願第7号保育制度改革に関する請願を議題とします。

上程中の請願については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の請願に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長花畑奈知子議員。

○花畑奈知子議員 請願審査報告書を読み上げます。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

1、審査した事件、受理番号、請願第7号。付託年月日、平成22年6月9日。件名、保育制度改革に関する請願。審査結果、採択すべきもの。措置事項、意見書提出。2、審査年月日、平成22年6月15日10時から1時35分、7月14日10時から3時16分、8月11日

10時から午後3時35分。3、審査経過及び結果について読み上げます。1、審査経過、紹介議員の桜井議員及び参考人として姫路めばえ保育園の児玉園長に出席いただき審査しました。児玉園長には、保育所保育指針が告示化されたことにより、保育士はただ保育するだけでなくさまざまなことを学習し身につけることが求められているにもかかわらず、労働強化にさらされているという現場の声を伺いました。これ以上保育園が悪くならないようにと今回の請願書を提出されたとのことでした。保育所と保護者が直接契約する直接契約方式が導入された場合、市町村は保育所への入所資格の認定をするのみで、保護者が入所したい保育所へ直接行って手続きしなければならない上、保育所にとって保育料が未納になれば保育所が負担しなければならない、経営が不安定になるおそれから、入所時点で保育所側が保護者を選ぶことにつながり、収入の低い方や弱者にとって不都合な保育園になる可能性があるとの説明を受けました。また、民間保育所運営費の一般財源化は行わないことという点については、現在保育所運営費負担金を一般財源化した場合、何に使用するかの責任を市町村に負わせることになり、したくてもできない状況を生み出す結果に陥るとの説明を受けました。今回、請願書は認可保育所の立場から提出されているものではないかという質疑に対しては、認可、無認可関係なくすべての子供が幸せになり、平等な保育を受けられるよう児童福祉法第24条に基づき、国や自治体が責任を持って措置すべきであると伺いました。委員からは、収入によって保育内容が上下してはいけないことが基本であるので賛成であるという意見や、一方サービスを受ける側の保護者が選びたいという気持ちや競争によるサービスの向上を望む面もあること、無認可保育所等は財政支援を受けていないので、無認可等に対する配慮も必要ではないかということなどにより反対であるという意見もありました。2、審査結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。賛

成者、井川委員、北川委員、橋本委員、井村委員、清原委員、反対者、服部委員でした。

3、措置事項として意見書を提出いたします。

以上で請願報告書を終わります。

**○議長（佐野芳彦）** 以上で福祉文教常任委員会委員長花畑奈知子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（佐野芳彦）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

服部千秋議員。

**○服部千秋議員** これを出された認可保育所の園長や紹介議員の気持ちは理解いたしますが、次のことから反対いたします。

①これは認可保育所の側からの主張であり、無認可保育所の側からのものではありません。特に行政から金銭的な支援、（後に出てきます意見書の記、記すという字ですね、記の7の部分、民間保育所運営費）は認可保育所は受けていますが、無認可保育所は受けていません。私は無認可保育所等も、などという字ですね、等も保育に非常に貢献していると考えており、無認可保育所等の立場も考えてあげるべきであると思います。

無認可保育所の園長2名の方に、これに伴う意見書の記の部分をお見せし、こういうことは必要であるか尋ねてみましたが、自分たちはこの文面のようになっても全く関係がないとのことでした。認可保育所のように行政から支援を受けていないからとのことでした。保育については、後ほど出てきます記、記すという字ですが、と書いてあることによりもっとほかのことを考えるべきだと言われた園長もありました。また、認可保育所の知人にもこの記、記すという字です、記の内容について聞いてみましたが、認可保育所とし

てはその経営・園児確保の観点から意味のあることであるが、意見が分かれている部分があるとのことでした。

②保育のサービスを受ける側の直接選べる部分も必要であると考えます。親の側には選びたいという気持ちや、また競争によってサービスを向上してもらいたいという面もあると思います。

③保育所の最低基準については、待機児童を解消するためには、特に都市部等で緩和して考慮すべき面もあるのではないかと思います。

よって、後ほど出てきます意見書の記の部分の、特に3と4について意見を異にする部分があり反対いたします。保育は認可保育所だけでなく、無認可保育所等も、などという字ですね、等も大いに貢献しているというのが私の考えだからです。

○議長（佐野芳彦） 間もなく定刻の5時が来ますが、会議規則第9条第2項の規定によって会議時間を延長します。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午後4時52分）

（再開 午後4時52分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 私はたまたま紹介議員としてこの請願を紹介をしたわけではありますが、先ほど服部議員が言われること、無認可を放置したり、そういうことを目的とするものでもありませんし、現在の保育制度、これは言うまでもなくご案内のとおりなんです、児童福祉法に基づいて24条は一部請願の説明の際にも申し上げましたけれども、児童福祉法ではすべての国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努めなければならないという、またすべての児童は等しくその生活を保障され愛護されなければならないと。それから、2条では、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに児童を心身と

もに健やかに育成する責任を負うということをも明記し、24条では、市町村は保護者の労働または疾病その他の政令で定める基準に従い、条例で定める事由により、その看護すべき乳児、幼児または39条で言う、児童の保育に欠けるところがある場合においては、保護者から申し込みがあった場合はそれらの児童を保育所において保育しなければならないと、こういうようなことを明記しているわけですが、今日の状況を見ますと、待機児童が多数いる中で、あらゆるところで保育所を建設をしたり、また自治体が保育をしやすくしていくためにそれを支援をする、そういうことが国の責任でもありますし、今日ここに挙げられた請願の理由、また意見についても当然のことかと思えます。よって、賛成をいたします。

○議長（佐野芳彦） 原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから請願第7号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、請願第7号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~

日程第35 意見書案第5号 保育制度改革に関する意見書

○議長（佐野芳彦） 日程第35、意見書案第5号保育制度改革に関する意見書の提出についてを議題とします。

職員に意見書案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(佐野芳彦) 本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して花畑奈知子議員。

○花畑奈知子議員 意見書(案)を読み上げ、趣旨説明にかえさせていただきます。

保育制度改革に関する意見書(案)。

急激な少子化が進む中、子供を安心して産み育てる環境の整備はとりわけ重要であり、中でも待機児童対策を含む保育施策の拡充は喫緊の課題となっています。この間、保育施策の拡充に対する国民の期待はかつてなく高まっており、国会において2006年以来、現行保育制度に基づく保育施策の拡充を求める請願書が4年連続して採択されていることは、こうした国民の声の反映にほかならず、国が安心して子育てできる施策を打ち出すことが必要です。

児童福祉法第24条では、保育に欠ける子供の保育を国と自治体が責任を負うことが規定されています。全国どの地域においても、子供たちが健やかに育ち、保育を受ける権利が平等に保障されるためには、保育における国と自治体の公的責任が不可欠です。

各自治体においては厳しい経済状況の中にもかかわらず、住民の要望にこたえようと日々努力いただいているところですが、現行保育制度を堅持・拡充し、安心して子育てできる環境を整備するためには国が責任を持って財政保障を行うことが何よりも重要であると考えます。

よって、国においては、保育制度改革の議論を進めるに当たり現行保育制度を基本にしつつ、各自治体が保育施策を拡充することができるよう、以下の事項について強く要望します。

1、児童福祉法第24条に基づく現行保育制度を堅持・拡充すること。

2、国は市町村が責任を持って待機児童解消に向けて取り組みができるよう必要な支援と財政措置を行うこと。

3、保育に格差が生じる直接契約、直接補助方式の導入を基本とした保育制度改革は行わないこと。

4、保育の質の低下につながる保育所最低基準の廃止、引き下げは行わず、抜本的に改善すること。

5、保育所、幼稚園、学童保育、子育て支援施策関連予算を大幅に増額すること。

6、子育てにかかわる保護者負担を軽減し、雇用の安定や労働時間の短縮など、仕事と子育ての両立が図られるよう社会的環境整備を進めること。

7、民間保育所運営費の一般財源化は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年8月27日。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣、参議院議長、衆議院議長。

兵庫県揖保郡太子町議会議長佐野芳彦。

以上で意見書の朗読を終わります。

○議長(佐野芳彦) 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議がありますか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(佐野芳彦) ご異議がありますので、これから質疑を行います。

質疑ですか、討論ですか。

(服部千秋議員「討論」の声あり)

これから討論を行います。

討論はありませんか。

原案反対の方の発言を許します。

服部千秋議員。

○服部千秋議員 先ほどと同じで、無認可保育所等の保育を含めた保育全般について提出すべきであると考えます。

また、認可保育所、今は園児を割り振られ

ておりますけれども、その競争による保育の質の向上も大切であると私は思っておりますので、反対をいたします。

○議長（佐野芳彦） 原案賛成の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 私もちゃんと言うべきことは言うとかないけませんので、競争によってよくなるわけではこの場合ない。最低基準やら国やらの財政措置があつて初めて全体的な保育の水準が維持されて向上もするということでもありますので、これらのことについてはこの意見書が妥当であると、意見書そのものが妥当な、本町議会として出すべき意見としては妥当であると、このように考えます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（佐野芳彦） 原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから意見書案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては議長にご一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

### 日程第36 決議案第1号 非核都市宣言に関する決議

○議長（佐野芳彦） 日程第36、決議案第1号非核都市宣言に関する決議を議題とします。

職員に決議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して中島貞次議員。

○中島貞次議員 ただいま上程をしていただきました決議案について説明をいたします。

この件に関しましては、午前中の所管事務調査報告、会議規則第77条の規定により報告したとおりであります。総務常任委員会の調査課題項目の一つに非核都市平和宣言採択がありました。本委員会として意見を取りまとめ、議会並びに町当局の同意を得て、本日決議案として提出いたしますので、よろしくお願いたします。

提出に当たりましては、総務常任委員会のメンバーが連名で提出をいたします。

内容を読み上げますので、全員一致のご賛同をよろしくお願いたします。

非核都市宣言に関する決議。

“和のまち太子”を目指す太子町にあつてわれわれ町民は平和で安全な暮らしを求めている。しかるに、平和への願いとは裏腹に核軍備拡大競争が依然として続けられ、地球上の生命そのものが深刻な脅威にさらされている。

太子町は、人類共通の願いである真の恒久平和に向けて恐ろしい核兵器をつくらず、持たず、持ち込ませずの「非核三原則」を将来とも遵守し、世界じゅうに核兵器の廃絶を強く訴えるとともに、平和を愛する社会を実現することを誓い、ここに「非核・平和のまち」を宣言する。

以上、決議する。

2010年8月27日。太子町議会。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（佐野芳彦） 趣旨説明が終わりまし

た。

お諮りします。

本案については、議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。

したがって、直ちに採決を行います。

これから決議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。

したがって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は8月30日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

ご苦労さんでした。

（散会 午後5時09分）